

WHO指定研究協力センターセミナー報告書

障害者権利条約とインクルーシブ・ソサエティの実現



2007年2月10日（土）



国立身体障害者リハビリテーションセンター

障害の予防とリハビリテーションに関するWHO指定研究協力センター

プログラム

日 時 : 2007年2月10日(土) 13:00~16:00

場 所 : 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院講堂

総合司会: 諏訪 基 国立身体障害者リハビリテーションセンター
研究所長

13:00~13:10 開会挨拶 江藤 文夫 国立身体障害者リハビリテーションセンター
更生訓練所長

13:15~13:45 講 演 モンティアン ブンタン Mr. Monthian Buntan タイ国視覚障害者協会会長
「障害者権利条約がインクルーシブ・ソサエティの実現に与えるインパクト」

13:45~13:55 コメント 松井 亮輔 法政大学現代福祉学部教授
日本障害者リハビリテーション協会副会長

14:05~15:55 パネルディスカッション「インクルーシブ・ソサエティ実現への課題」

① Mr. Monthian Buntan

② 長門 利明 内閣府政策統括官付参事官(障害者施策担当)
「障害者権利条約について」

③ 山内 繁 早稲田大学人間科学学術院特任教授
「障害者の権利条約と福祉機器」

④ 湯汲 英史 社団法人 日本発達障害福祉連盟常務理事
「障害者権利条約と法改正ー“本人抜きに決めない”を原則に」

⑤ 岩谷 力 国立身体障害者リハビリテーションセンター総長
「医療分野における課題」

⑥ 松井 亮輔 「雇用・就労分野から」

司会: 河村 宏 国立身体障害者リハビリテーションセンター
障害福祉研究部長

15:55~16:00 閉会挨拶 岩谷 力



総合司会 諏訪基 研究所長



開会挨拶 江藤文夫 更生訓練所長



講演
モンティアン・ブントアン氏



パネルディスカッション

目 次

開会挨拶	1
障害者権利条約がインクルーシブ・ソサエティの実現に与えるインパクト モンティアン・ブントアン	5
コメント 松井 亮輔	12
障害者権利条約について 長門 利明	17
障害者の権利条約と福祉機器 山内 繁	22
障害者権利条約と法改正ー“本人抜きに決めない”を原則に 湯汲 英史	25
医療分野における課題 岩谷 力	28
雇用・就労分野から 松井 亮輔	31
パネルディスカッション	35
閉会挨拶	51

開会挨拶

江藤 文夫

国立身体障害者リハビリテーションセンター 更生訓練所長

更生訓練所長の江藤でございます。皆様、本日はお忙しいところをおいでいただきまして、まことにありがとうございます。当センターは1995年以来WHOの指定研究協力センターとなっております。毎年障害予防あるいはリハビリテーションに関するマニュアルを作成してまいりましたけれども、2003年の11月にやはりセミナーを開催しております。今回は昨年12月の国連総会の障害者権利条約が採択されたということで、このことは昨年の秋ごろからは大体予想されていたことでもございまして、この機会にWHOの研究協力センターとしてセミナーを企画するということになりました。企画の実施にあたりましては、当センターの河村障害福祉部長がタイ国のモンティアン・ブントアン氏をお招きすることを始め、いろいろと企画され、中心になって進めてまいりました。ブントアン氏には4年前の本セミナーでもお話をいただきましたが、今回は障害者の当事者であり、また、タイ国視覚障害者協会の会長であり、またタイ国の代表として障害者権利条約の取りまとめに積極的に関わってこられたという、そうした経緯を踏まえて、初めに本条約がインクルーシブ・ソサエティに対するインパクト、実際にインクルーシブ社会の実現に与えるインパクト、影響というものについてお話いただきます。

次いで法政大学の松井教授より追加のコメントをお話いただいて、その後、休憩をはさんでパネルディスカッションを予定しております。またそのパネルの中では本条約及び我が国での条約批准に向けた流れについて、内閣府よりお越しの長門参事官にお話いただけることと思います。障害者の権利に関する国連の取り組みにつきましては、1948年12月の国連総会で採択された世界人権宣言以来、万人のための人権に向けた国際人権法の歩みの中で、1971年の知的障害者の権利宣言、そして1975年の障害者の権利宣言を思い起こすことができます。そしてインクルーシブ社会ということでは1994年に特別なニーズ教育に関するサマランカ声明が注目されるものであります。障害者を排除せず、合理的配慮が行き渡りインクルーシブな社会を実現するためにはまだ多くの課題が残されています。本日の会がささやかではありますが、大きな意義を持つイベントとなるように熱い議論が交わされることを期待して、私のご挨拶とさせていただきます。これからの数時間どうぞよろしく願いいたします。

講 演

障害者権利条約がインクルーシブ・ソサエティの

実現に与えるインパクト

モンティアン・ブント

タイ国視覚障害者協会会長

皆さん、こんにちは。ありがとうございます。まず、主催者の方々に御礼を申し上げます。今回ご招待をいただきまして、私自身の経験についてお話できるということを非常にありがたいと思っております。もう何年も前に学術的なところからは離れておりますので、今日のお話はきちんと体系だったプレゼンテーションというよりも、活動家としてのお話を中心になりますので、話が行ったり来たりしましてもご容赦いただければと思います。

皆さんご存じだとは思いますが、ついに 2006 年 12 月 13 日に国連が 30 年前に初めて障害者の権利を認識して以来、また 20 年前に条約の提言に失敗し、そして 5 年前に国連がアドホック委員会設置を決議し、そして 10 年にもわたりまして国連基準規則によって作業を進め、その結果初めて障害者権利条約が採択されたわけです。確か、採択されたのはニューヨーク時間で 10 時 50 分だったと思います。私どもも APCD のバンコク本部でそれが採択されたということを祝っていたということ覚えております。皆様も APCD にいらっしゃったこともあると思います。これは障害者の人権に関する唯一の文書ですので、それをきちんと理解し、そしてきちんと計画を立てないと最大限に活用することはできません。私のこの 5 年の経験から、できればこのプロセスをどう見ていけばいいのか、いい例を挙げてお話ができればと思います。皆さんにとって将来的に条約に対処するに当たって、背景についての情報をご提供できればと考えています。この条約というのは国連総会で採択された国連の条約であり、法的な拘束力を持つわけです。したがって宣言、行動計画、あるいは基準規則といったほかの国連文書と違いまして、国連の条約というのは義務が生じるわけです。では何故この条約が必要なのでしょう。多くの人たちに聞かれます。世界人権宣言が出て以来、人権の普遍性という言葉は繰り返し言われてきました。その後国連の複数の条約も採択されて、その中で普遍性も言われてきました。しかしながら、6 億 5000 万人の障害者が世界中にいるわけですが、その人たちがこのような普遍性のメリットを享受するどころか感じることもできなかったというのが現実です。障害に関わる分野を専門にされている方はご存じだと思いますけれども、私どもは、貧困者の中の貧困者、そして社会の最下層とされておりまして、人権の普遍性というコンセプトを享受することができなかったわけです。人権の普遍性につきましては障害に言及することがなければ、障害者を包含した政策、ガイドラインあるいは実践はできません。それでは障害者の生活はよくなりません。

それでは条約の採択に至るまでという道のりひとつづつをたどってみたいと思います。まず 1971 年に国連知的障害者の権利宣言が出ました。その 4 年後障害者の権利宣言が採択されました。この時期は認知される期間だったと思います。つまり障害者が存在しているということ、そして障害者に権利があるということが認知された時期です。このような認知が出来上がり、その後それにのっとらなければならない一連の原則が導き出されてきました。ただ単なる認知でありまして、宣言的な性格を持っていたに過ぎません。次の 10 年はその原則を実践に移す 10 年でした。その 10 年で国連は、1981 年からの国際障害者年をスタートさせたのです。世界行動計画は「国連障害者の 10 年」に付随して作られました。皆さんは、世界行動計画に基づいて活動されてきたのだと思いますので、詳細をお話する必要はないかと思います。その 10 年が終わろうとしたところにさらに飛躍をし、権利を条約を通して保障しようという動きが出てきました。元々の提唱国はイタリアだったと覚えております。国連は当時その提案をいくつかの理由で受け入れませんでした。そこで妥協点を探る必要が出てきたわけです。つまり本当の意味での国際法が導入される前に基準規則を設定する必要があるだろうということになりました。つまり単なるプログラム、計画から道徳的な義務が発生する基準規則へと動いていったわけです。1992 年に国連は障害者の機会均等化に関する基準規則を採択しました。この基準規則は規則という名前はついておりますけれども、義務化はされておられません。いってみれば道徳的な加盟国の義務を果たすための標準的な基準に過ぎないわけです。法律のように聞こえますけれども、法律ではありません。

そして最後の段階、第 4 段階、北京の NGO フォーラムの後のことになります。この時に北京宣言が出ています。障害者の権利および尊厳を保護、・促進するために北京宣言採択にされました。正式なスタートは 2001 年の 12 月にメキシコ政府が条約案を提唱してからです。あまりにも長いタイトルなので、タイトルを覚えていないのですけれども、この条約はすぐに採択されることはありませんでした。国連は、権利条約に関する検討、文書化交渉、議論のためのアドホック委員会の設立を代わりに採択いたしました。

そして、8 回のアドホック委員会と 1 回の実務者会議を経て 2006 年の 12 月 13 日国連第 61 回総会におきまして、この条約が全会一致で採択されたわけです。もちろん留保の声明は出ておりますが、これについては後ほどお話をしたいと思います。ではその採択の後どうなるのか、この採択されたということはプロセスの終わりではなく、初めの一步に過ぎません。採択の後、各国が署名し、そして批准するということになります。国連は 3 月 30 日に加盟国が署名するための開示が行われます。間違いなく、タイ政府は 3 月 30 日に署名すると思います。日本政府も是非同じようにしていただければと望んでおります。日本は最初の段階から積極的に参加していらっしゃいますので、是非署名をと考えております。既に 20 か国がこの条約の批准の準備をしていると聞いています。つまり 3 月 30 日に批准できるように準備をしていると聞いています。そうしますとこの日に発効するということになりますが、タイの場合にはまだ批准の準備はできておりません。というのは、タイは

国内法の改正、整備が必要だからです。恐らく日本も同じ状況だと思います。

それでは、この条約の中身、こういったインパクトを持つのか、お話をしていきたいと思います。この段階でこの条約はどんなものになるのかということについては、まだどの国も署名していない段階ですので、まだ何も言えないと思います。しかしながら私どもの経験、つまりこの5年間懸命に努力してきたという経験から予測はできると思います。これらの要素が条約の前向きの影響に寄与するだろうと思える項目がいくつかあります。まず、条約の特徴を指摘しておきたいと思います。この条約は国際人権法として21世紀に採択されました初めてのものです。これは国連ミレニアム開発目標から6年後ということになります。このミレニアム開発目標は全く障害者に言及していない、そういった意味で非常に恥ずべきことかと思えます。さらにまたこれは世界情報社会サミットの第2段階の1年後ということになります。世界情報社会サミットのテキストには、障害者に関するさまざまな言及があります。ミレニアム開発目標、世界情報社会サミットどちらも法ではなく行動計画、宣言といった性格しか持っておりません。しかしながら、これらは私どもが条約の中身を決めるに当たって大きな影響を持ったということは確かです。さらにこの条約は包括的な国際人権法です。包括的というのは自由権、社会権どちらも含んでいるという意味ですし、さらに社会開発、人権、そして差別反対の視点も盛り込まれています。いってみればオールインワン型の解決を見出したわけです。ほかの既存の人権に関わる文書と同等といえると思います。まだ国連改革の意見がありますので、モニタリングのメカニズムについては国連が作り直す雰囲気があるので、まだ確定しておりません。

それから3つ目の特徴ですけれども、この条約の交渉には5年しかかかっていないということです。あらゆる国際レベルでの人権規約の中で最も短期間にできました。アドホック委員会を8回開いただけでできたわけです。女子差別撤廃条約の時はどの位の時間がかかったか皆さんご存知ですか。すみません、この言葉はアブストラクトには載せませんでした。女子差別撤廃条約につきましては36回にわたるアドホック委員会のセッションが必要でした。つまりプロセス全体で10年かかっているわけです。

ですからそれと比較してみましても今回の条約が5年しかかかっていないということは特筆すべきです。

それからもう1つこの条約の特徴としまして、今回初めて完全かつ効果的な市民社会の参加がプロセスを通して初めてあったということです。特に障害者団体の参加がありました。国際障害者コーカス（IDC）の参加も含めて幅広い参加がありました、これは非常に効果的でした。国はそもそも最初の段階では非常に疑念を持っていたんですけれども、実際には交渉の段階で市民社会と政府が良好な関係を持っていたのです。もう一つの特徴として、非常に最新の技術が用いられたことが挙げられます。あらゆる国連の条約の中で全てのロビー活動、あるいは交渉活動が草の根からグローバルレベルまで含めて、インターネットを通して行われているということです。世界の障害者コミュニティーがインターネットを使って参画しているということです。この現象についてはアナン前国連事務総長も特

筆すべきだと言っています。インターネットによってプロセス全体が刺激されたと言っています。

それから私どもの地域、そして我々自身誇りに思う権利があると思うのが、最初の議長案、最初のア案がバンコクドラフトからできているということです。皆さんと私どもがバンコクで作るのを助けたバンコク案がたたき台になっております。私ども自身に拍手をしようではありませんか。皆様拍手をお願いいたします。つまり今の拍手はこの条約のたたき台になった第1案を私どもが作ったということに対する拍手です。

それでは続きまして、構造についてごく手短にお話をします。それほど特別なものがあるわけではありません。この権利条約の中には前文があり、さまざまな目標あるいはどのような文書がその背景にあったのかということ、そしてその根拠が出ています。目的、定義、こちらは非常にユニークなものとなっています。通常の権利条約の中には定義はありません。それから一般的な原則があります。さらにまた一般的な義務というのが入ってきます。通常の場合はそういうことを言っていないのですが、それが入っているということです。つまり全ての締約国、実際に批准を行ったならば義務があるということを示すわけです。そしてまたその中で権利の内容のリストと人権、国際協力を含めて基本的自由を享受するための方法が書かれています。そしてまた、国家にそれぞれに関しての国内における実施体制、そしてモニタリング、さらに最終的な文言が記載されるという形になります。そしてまたこの中でかつてなかったことですが、国連の歴史の中でも初めてということが起こっています。恐らく世界の歴史の中でも初めてということになります。このような文章が使われるということです。これはアクセシブルというふうに書いてある、つまり障害を持っている人に対してアクセスできる文章でなくてはならないと書かれています。これまで聞いたことがありますか。ないはずですが。ということでこれは非常に大きな進歩ということになります。これまで国連のシステムの中で、このような形の文章を盛り込んだものはありませんでした。この文書についてはアクセスできるフォーマットにしなくてはならないということなんです。これまで国連の文書でアクセスできるものになったものはなかったということです。

ということでこれが全体的な特性ということになりますが、非常に重要な特別な性格を帯びているという点についてお話をしたいと思います。どのようなメリットがあるのかにも繋がってまいります。4つのポイントがあります。まず第1のポイントですが、障害という言葉について3年前にここで発表させていただきました。そしてまたその話をするのかなというふうにお考えになる方がいらっしゃるかもしれませんが、そういうことはありません。この条約の中では障害というのは人の多様性の一部であると目されています。つまり私たちが元々持っていたいわゆる個々の impairments への視点から新しい社会的な環境に関連する、あるいは外部の要因に関連するところの視点へと我々を移してくれているわけです。つまりそういったものがあるからこそ、障害という状態になっているのであるというふうに言っています。つまりこの条約の下では社会的な、外部的な要因に焦点を

当てるといことです。すなわち単に個人々の要素に焦点を当ててではなく、その他の要素にも視点を当ててものであるといことです。そしてそれについては前文の E 第 1 条の Paragraph 2、そしてまたその他第 2 条などに盛り込まれています。

次に 2 つ目、この条約といのは初めてアクセシビリティ、アクセシ性とい言葉を使っています。皆さんさまざまな人権に関する条約で聞いたことがある言葉ですか。その他の人権関係の文書を思い起こしていただきたいと思います。例えばこの市民的、政治的権利に関する国際規約などには、移動、表現、情報のアクセシの自由がうたわれています。そして、この障害者権利条約の中には人的な要素といものが含まれているわけです。例えばこの経済的な、あるいは地理的な部分において、この移動の自由といものが出てくるといことになります。それに、人的側面を加えています。アクセシビリティは人的側面により限定されています。つまり、人的側面によって違いが出てくる。ですから私たちはその中で、いわゆるユニバーサルデザインの考え方といものをに入れていく。それから、福祉機器などの支援技術を入れていくといことです。国連の人権法において本条約ではユニバーサルデザインのコンセプトおよび福祉機器にはっきりとした形で盛り込まれているといことです。

日本の同僚の方、この言葉非常に気に入っておられることと思います。合理的配慮、これが 3 つ目です。この言葉についてはアジアではよくポジティブな措置とい言葉を使ってきました。つまりより柔軟な形でサービスを提供していこうではないかといこと。そして、自発的な形ではあるけれども、アシスタンスを提供していこうではないかといふうに言っています。そしてそれが実際行われますと、よくやってくださったといことで褒めるといことです。しかしながら、やらなくても大丈夫、といのは、ポジティブな措置といものは自発的なものであるからです。しかしながら、今使われている言葉は合理的配慮 reasonable accommodation とい言葉です。つまりこの意味合いは全く違います。ポジティブな措置とは違います。つまり合理的な配慮を行うといのは、すなわちユーザーの要件を満たすところまでやらなくてはいけないといことです。つまりこのそれぞれのプロバイダー、情報のさまざまなサービスを提供する人の能力の範囲内で配慮をしなくてはいけないのだといことを示しているわけです。必要であったならばそれを提供しなくてはいけないのであるといことであって、それをしないといことはつまり 1 つの差別形態であると目されるのだといわけです。ですからしっかり考えなくてはけません。アジアの社会ではこれはよく理解できることと思いますが、この新しいコンセプトであるところのいわゆる合理的配慮といことにしっかりと取り組んでいく必要があります。日本でもこの合理的配慮とい言葉を取り上げる、そういった会議がいくつも行われていると思います。

さて、こちらについてはまとめといことで書いているんですが、この次のポイントについては、これは恐らくこんなことではなかろうかといことで私のほうでまとめております。この 4 つ目のポイントといのは障害と権利に基づく開発とい言葉です。基本的

に社会的な開発ですとか、人権そして反差別という概念に基づいているということになりますので、これらの側面をお互いに繋げていく必要があるだろうと思ったわけです。ということで、私は権利ベースの、権利に基づく開発という言葉を使ってまいりました。そしてその際にメインストリーミングですとか、あるいはインクルージョンといった形の開発、もちろんこれについては、私たちは努力をしていく必要があります。そしてメインストリーム、あるいはそれに焦点を当てた開発というのがこの条約の中に入っていますけれども、それが必ずインクルーシブでなくてはいけないのだということです。しかしその一方で、もう1つの側面があります。ここで言っているのはいわゆる障害にのみに焦点を当てた形の開発、つまり障害の側の側面をより注力した形の開発ということです。その2つのバランスを取るの是非常に重要であるということ。そしてその両方のやり方が必ず障害者による人権と基本的自由の教示に繋がっていかなくてはいけないということです。つまり権利に基づくもの、これがインクルーシブであろうと、特定のものであろうとどちらにせよ権利に基づく開発というものがなくてはいけないということです。

そこで次のテーマですが、万人のためのインクルーシブ社会の実現ということについて、ここでは条約採択のさらにその先のステップということで考えてみたいと思います。こちらが実際に施行されるためには、つまり実際に効力を発揮するためには必ず署名を行って、さらに批准をするというプロセスが必要になります。そしてその際にはその勢いというものを大切にしないといけないと思います。つまり承認をして採択をして、その先に繋げていくというその勢いを大事にしないといけないというわけです。そのために何が必要なのかということで、3つか4つ皆さんにご提案したいことがあります。まず国連と国連機関はファシリテーターとしての役割を果たす。そしてこの加盟国に対してポジティブなメッセージを伝えていく。それもわかり易い形で伝えていく必要があります。その中でインクルーシブなメッセージとして障害についての情報を与えていく。そしてその上で加盟国が実際にこの条約に署名をし批准を行って実行したら、それは大きなメリットであると考えられるようにするということでもあります。そして地域あるいは国際的なワークショップを開く、セミナーを開く。そしてまたさらに刊行物を出していくということなんですが、これら全てアクセシブルつまりアクセス性のあるやり方で担保しないといけないということです。そしてまた全ての加盟国（特に同じ地域の）はお互いに協力を行いながら、この条約における批准と、そしてその実行に関しては国際協力の下で行っていく必要があるということです。日本の方々今にっこり笑っておられるのではないのでしょうか。この国際的な協力という言葉、日本の方々お聞きいただきましたか。

次のポイントです。これが一番重要なポイントの1つではなかろうかと思っておりますけれども、大きな役割があります。一番最初からの段階ということですが、市民社会ということです。特に障害者団体等が非常に重要になります。またIDC国際障害者コーカスが非常に重要な役割を果たすということになります。これらの団体がお互いに協力をしていくということ。そしてその勢いを失わないように、そしてまたその心を、その精神をず

っと堅持し続けていくことが重要であると考えます。それをすることによって、この権利条約というものが生き生きとした文章となってくるということになります。教育を行う、トレーニングを行う、セミナーを開催する。そして何らかの形でアイデア、あるいは知識、best practice を交換し合うということです。その際には国際的、あるいは国内のモニタリングメカニズムへの参加ということも含まれるでしょう。そのやり方についてはどんな方法でやるべきなのか、つまりこのモニタリングプロセスの中で実際に障害者がどのように感じるのかということについて検知する力を身につけていく必要があります。

最後に結論を述べさせていただきます。この権利に基づく権利条約はうまく機能するよう努力をする時が来ています。これこそが正に私たちが持つ唯一の手法であって、6億5000万人の障害者がカバーされる唯一の文書であるからです。この障害者権利条約を用いて、これを1つのツールとして障害を持つあらゆる人のために使っていただくわけではありませんか。貧困者の中の貧困者、生活のあらゆる側面の貧困、排除、差別を廃していく必要があります。そして、これは私本当に強く信じているところなのですが、インクルーシブ社会を信ずる全ての人の力を結集することによって、万人のためのインクルーシブ社会が生まれると思っています。もう一度申し上げますけれども、全てのインクルーシブ社会を信ずる人の力を必要としています。この力を結集することで万人のためのインクルーシブ社会が生まれます。ありがとうございました。

コメント

松井 亮輔

法政大学現代福祉学部 教授

ご紹介いただきました法政大学の松井でございます。実はモンティアンさんからテキストをいただいたのは先ほどというか、30分ぐらい前ですので、あらかじめコメントを用意することができなかったので、お聞きしたことを踏まえて簡単にコメントさせていただきます。モンティアンさんから話がありましたように、この権利条約を起草することが国連総会で提案され、そのための特別委員会ができたのは2001年12月ですから、ちょうど5年間でこの条約が採択されたということです。条約の草案は2004年1月から2月の特別委員会の下にある作業部会で作られたわけですが、その作業部会の草案の1つの雛形となったのは先ほど紹介があったバンコク草案です。これは、2003年10月にバンコクで開催されたE S C A Pワークショップで作成され、採択されたものです。その意味でアジア太平洋地域としてはこの条約に対して、非常に大きな貢献をしたといえると思います。特別委員会の条約に関する検討は、作業部会草案をベースに2004年5月の第3回特別委員会から始まっています。特別委員会における条約交渉というのは基本的には政府間交渉で、NGOはオブザーバーとして以外は参加できないのですが、今回は障害当事者の声をきちんと踏まえる必要があるということで、特別委員会の最初からNGOの参加を認めるという形で展開されていたわけです。NGOの参加の仕方は2つありまして、1つは、モンティアンさんがタイ政府の代表という形で条約交渉に正式に参加されているように、政府代表団の中にメンバーとして当事者の方が入るという参加の仕方です。実は日本の場合も第2回から政府代表団の中に日本障害フォーラム（JDF）、その時は準備会でしたけれども、その代表ということでDPIの東弁護士がNGOサイドから推薦されて政府代表団に入っています。つまり、政府代表団の一員として交渉に当たるという方式です。それともう1つはNGOとしてグループで参加するという方式です。今回NGO全体の総括をしていたのは、先ほど紹介があった国際障害コーカス（IDC）です。IDCは、障害NGO全てをカバーするネットワークともいべき組織で、特別委員会ではIDOがNGOサイドを代表して発言しています。IDCがすごいのは、先ほど話がありましたけれども、インターネットを使ってIDCとしてのコメントをきちんととりまとめ、条約の条文ごとに発言しているわけです。そのために相当の努力をしているんな提案を準備しています。政府代表団の発言の中でもIDCがこう言っていると引用されるということがままありました。IDCはそのような効果的な役割を果たしてきたといえると思われまます。

この条約の内容についてはこれからそれぞれ発言があるわけですが、今回の条約の目的は、当事者の人たちをいかに社会の中に含めていくのかということなので、特別委員会

のディスカッションも普通であれば印刷物を材料に検討すればいいわけですが、目が見えない方、耳が聞こえない方、あるいは知的障害の代表も入っているわけですから、できるだけわかりやすい表現が求められます。そのため条約交渉の場においてもさまざまなコミュニケーション手段で情報の提供を確保するという一方で、相当の費用とエネルギーをかけ、しかも5年間という極めて短時間でこの条約をまとめたとするのは本当に奇跡的とも言えるんじゃないかと思います。

これからですけれども、先ほど話にありましたように、国連では3月30日に署名式というのがあります。これは条約のテキストを国連で開示して、批准する意思のある各国政府が署名をすることになっています。タイ政府の場合には直ちに署名するというものですが、後で長門参事官から話があるでしょうけれども、日本の場合は即ち署名できないんじゃないかと思います。いずれにしても署名を経た後で批准というプロセスになるわけです。20カ国の政府が批准をした段階で初めて条約は効力を発揮するわけです。つまり20カ国が批准しない限りは、条約は効力を発揮しないということですが、本日の話だと、もう既に20カ国以上が批准をする準備をしているということですから、場合によっては今年中、あるいは遅くとも来年には発効するんじゃないか思います。日本も含め各国がこれから批准に向けてどう取り組んでいくのかということですが、タイの場合は現在障害者差別禁止法の検討が行われているようで、それが法律となった時点でタイは批准をするということです。日本も国内法の見直しをしたうえで、これで大丈夫だということで批准することになるのですが、そのためにも特にNGOはより多くの国民の方々に何故その条約が必要なのか、あるいはこの条約が批准されることによって、どういうインパクトがあるのかということメッセージとして伝えていく必要があると思います。今日こういう形でセミナーを開いていただいたわけですが、この条約について多くの方に知っていただく非常にいい機会だと思います。日本をはじめアジア太平洋地域の多くの国ができるだけ早い機会にこの条約を批准し、そのことによるメリットが各国の障害を持つ人たちに及ぶように願って私のコメントとさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

パネルディスカッション

発 表

障害者権利条約について

長門 利明

内閣府政策統括官付参事官（障害者施策担当）

こんにちは。内閣府で障害者施策を担当しております参事官の長門と申します。内閣府から障害者施策についてお話しさせていただくことについて何故内閣府なのかと思われる方もおられるかと思いますが、これはいつも私が申し上げていることですが、障害者の方に関わる施策といいますのは、人の暮らしに関わる施策です。障害があるかないかという違いこそあれ、人の生活全般に関わる施策であり、その内容を充実させていくための施策という観点でいえば、国の全省庁に関わる仕事になります。そうした中、厚生労働省や国土交通省、文部科学省などいろいろな省庁で施策の取組みが進んでおりますけれども、それぞれが1つの方向に向かって施策が行われて初めてその効果が上がります。そういうことで全体の施策の舵取り役として政府全体を調整する内閣府において障害者施策を担当させていただいております。そうした立場から今日は障害者の権利条約について、限られた時間ではありますが、少しお話をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料、非常に小さくなってしまい見づらいかと思いますが、先ほどモンティアン・ブントアンさんからもお話がありましたように、昨年12月に国連で障害者権利条約が採択されました。日本政府では、正面のスライドをご覧くださいと思いますが、世界人権宣言を受け、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、いわゆるA規約と、市民的及び政治的権利に関する国際規約、いわゆるB規約、この2つの人権に関します国際規約から始まりまして、今現在、人種差別撤廃から拷問禁止までの4つを加えた6つの人権に関する条約を批准いたしております。今回新たに障害者の権利条約が成立したわけですが、先ほどモンティアンさんのお話にもありましたけれども、理論的にいえば障害のある方についてもこれまでの少なくともこのA規約、B規約あるいは女性の方であれば女子差別撤廃条約、お子さんであれば児童の権利条約といった人権に関する条約で一定の権利が保障されていたわけでありまして、今回新たに障害のある方に着目して、具体的な権利条約が作られた背景には、障害のある方の人権についても理念だけではなく、これを実現していく段階に入った、そうしたことが基本認識にあるかと思っております。そういう意味で今回国際社会で合意が得られ、条約が採択されたことを日本政府としても非常に歓迎をいたしております。

また、今回の条約の採択にあたりましてはまさに今日お見えのモンティアン・ブントアンさんはその先頭に立って活躍されたわけでありまして、世界中から公式・非公式を問わず、障害のある方々自身の団体、あるいは個人の方の参加ということがあって、この条約ができたということについても、私は非常に敬意を表すべきことだと考えております。

この条約の成立に当たっては、先ほどのお話の中でタイ国の貢献についてお話がありました。バンコクにあるE S C A Pを含め、タイ国は条約の初期の段階から大きな役割を果たしました。また、この条約が国連における人権に関する国際条約の中でも記録に残ると申しますか、最も短期間で合意に至った背景には、取りまとめに当たったドン・マッケイさんのご貢献がありますが、ドン・マッケイさんはニュージーランドの方。そう考えますと私も日本が属しますアジア・太平洋の地域から、タイであり、ニュージーランドであり、もちろん我々の国も含めてでございますが、この条約の成立に大きな貢献ができたということは非常に誇らしいことであると思っております。

時間の関係で条約成立までの経緯のご説明は省略させていただきますが、先ほどタイ政府は3月30日に予定されています署名式に参加をされるというお話がありました。この図表を見ていただきますと、今回、国連で条約が採択されてから実際にこの条約がそれぞれの国で効力を持つ批准までの手続きが示してあります。厳密には加入という形もありますが、ここでは一般的な署名・批准という手順で条約の流れをご説明させていただきます。国連総会で採択されました条約につきまして、我が国政府の場合には、これを日本語に直していく、現在ございます条約の条文というのは英語を始めとします国連公用語で書かれていますので、これを日本語に訳していく作業があります。その作業を踏まえて、署名を行います。署名をするということはその条約の条文により、批准に向けた検討をするという意味表示になります。その上で仮訳をさらに精査して日本語の条文を作りまして、最終的に国会の承認をいただいて批准をすることになりますが、この段階までには国内法も条約と整合の取れた内容に整備されることが必要になります。障害者権利条約については、今年の3月30日から各国は署名をできるようになりますが、その3月30日に署名式を開いてはどうかというお話が各国政府に来ております。我が国は、署名をどのタイミングで行うかということも含めまして、なるべく早く批准まで含めました条約締結の手続きを進めたいと考えておりますが、何分12月に条約ができて、3月の末に署名式ということでございますから、そういう物理的な制約との競争の中でどういうスケジュールで今後署名に臨むかということで、今まさに政府の中でその時期について検討をさせていただいているところでございます。

条約の中身につきましては先ほど基調講演でブントアンさんから誠に要点を衝いたご説明がありました。重複する点もございますので、私からは、我が国において今後の障害者施策を考える上で、重要と思われる点について、2点ないし3点に絞ってご説明をしたいと思います。スライドでは、前文のeの項目、それから第1条の目的規定の後段をお示ししていますが、この2箇所条約の検討過程で議論があった障害者の概念に関する考え方が示されています。この点については、先ほどブントアンさんから社会的モデルの視点を取り入れた障害者の捉え方というご紹介がありましたので、そのご説明をもってここでの説明に代えさせていただきます。

次に、我が国においてこれからの障害者施策を考える上で大きな影響をもたらすと思わ

れる最初の点についてお話をさせていただきます。それは、この第2条の定義の中に出てまいります「reasonable accommodation」という言葉でございます。ちょっとスライドが前後しましたが、それに先んじます同じ定義規定の中に「障害を理由とする差別」に関する定義がございます。この定義の中で非常に大事な点は、この下から2行目のところですが、この「障害を理由とする差別にはall forms of discrimination、全ての形態の差別を含む」というところです。要するにこの条約は全ての形態の差別をなくすことを目的としているということ、ここが非常に大事な点であります。そして今後の施策に大きな影響を与える考え方としまして、「including denial of reasonable accommodation」、すなわち「合理的配慮の否定を含む」という表現がございます。これはまだまだ我が国では十分理解されている概念ではないかもしれませんが、例えば1990年にアメリカで制定されましたADAという法律がございます。その中にはこうした考え方が出てまいります、「reasonable accommodation」、すなわち「合理的配慮」という概念、これについてはやはり今後国内でよく議論していく必要があるだろうと思います。「reasonable accommodation」はどういう概念かと申しますと、先ほどの定義に書いてございますが、障害のある方がない方と同じように暮らすためには一定の配慮が必要になります。例えば入り口が階段で車椅子の方が入ることが難しければスロープにするとか、階差があればエレベーターをつけるとか、会議で視覚障害や聴覚障害の方に対してコミュニケーション支援のための手当をするとか、いろいろな配慮が必要になります。そうした障害のある方がない方と同じようにサービスや権利を享受するために必要となる配慮、そうしたものを「reasonable accommodation」と申します。その際に注意しなければならないのは、こうした「reasonable accommodation」は、この2行目のところからでございますが、「not imposing a disproportionate or undue burden」と書いてあります。これはどういうことかと申しますと、「過度の負担を伴わない範囲で」ということです。例えば、あまりよい例ではないかもしれませんが、レストランが障害者であることを理由に入店を断れば、これが差別であることは誰にも明らかです。しかしながら、その障害者の方がたまたま車椅子の方だったとして、レストランの入り口が階段であったためにレストランに入れない。あるいは2階がレストランでエレベーターがなければレストランに行けない、そういう時に例えば階段をスロープにしたり、エレベーターを整備したりするということが必要になってきますが、そうした配慮、すなわち、「reasonable accommodation」をしないということは、この条約の考え方によれば差別になることがあるわけですが、こうした考え方については必ずしも広く理解されているわけではありません。そして、さらには、その場合、「not imposing a disproportionate or undue burden」ということですから、例えば全国チェーンでレストランを営んでいる大企業であれば、そういう配慮を求めることは容易かと思いますが、零細な個人経営のレストランでは、例えば入り口を階段からスロープにするという配慮をしようにも、その負担で店が経営ができなくなるようなことであれば、それはやはり過度の負担ということになるかもしれません。そうした点について、どこまでが合

理的な負担として行うべき配慮なのかということについて、実は国民の中でよく議論していかないと、この条約を作った意味が発揮されないということがあろうかと思えます。そういう意味でこの「合理的な配慮」の否定が差別になるという考え方は、障害のある方の生活を実質的に保障していく上で非常に大事な概念となります。その一方でこれを実施に移す段階では国民の間で相当議論をしていかないと根付いていかない概念でもあります。そのことをこの機会にご紹介させていただきます。

それから時間の関係がありますので、一言だけ申しますと、この条約の中で保障しようとする権利、人権には大きく自由権と社会権と2種類があります。自由権は civil and political right ということで、例えば政治思想、信条の自由のように、侵害があればその場で直ちに是正されなければならない、即時性のある権利を意味します。それに対して今回の条約の中で多くの部分を占める経済的、社会的、文化的な権利、教育とか雇用とか諸々のサービスを楽しむ権利は、社会権と整理されますが、この社会権については、漸進的に達成が図られるならば条約を満たすものであるという考え方がとられております。そのことが 180 を越える多くの国々の間で合意を得る上で非常に大きな推進力になりました。目指すべき方向を示して、それに向かってステップ・バイ・ステップで、今年よりは来年、来年よりは3年後、3年後よりは5年後という形で目標に近づき、改善していく、そういうアプローチを取り入れられたという点が、今回の条約の特色の一つにもなっていると思います。

いただいた時間を大分過ぎていたので、今後の我が国政府における取組みを考える上で重要となる我が国の現状について一言だけご説明させていただいて、終わりにしたいと思います。スライドにお示ししているのは、2001年に社会権規約、いわゆるA規約について、我が国政府が国際的モニタリング委員会から受けた勧告であります。そこでは、日本国内の法令における差別的な規定を廃止することと、障害に関連するあらゆる種類の差別を禁止する法律を制定することが求められています。これに対する我が国のこれまでの取組みについてご説明しますと、1つはいろいろな資格取得をする際に、障害者であるというだけで資格取得の対象者から除外するという規定、いわゆる欠格条項が従前の法律にはありました。少なくとも平成13年頃まで、今から6年ぐらい前の法律にはそういう規定がありました。当時63、そういう制度がありましたが、これを平成14年、最後のものは16年までかかりましたが、法律を見直して障害者であるということだけで資格取得の対象者から除くというような法令上の規定、そういう差別的な規定を廃止するという取組みをしております。

それからもう1つ、これは今回の条約と非常に大きく関わりますが、差別禁止についての法的な手当についてです。もちろん我が国では、憲法により法の下での平等が保障され、刑法や民法によって人権を侵害するような差別的な行為についての処罰規定なり、救済規定なりが整備されていたわけですが、平成16年には、障害者基本法が改正されて、法の基本理念等に障害を理由とする差別をしてはならないことが初めて明示されて

おります。障害者基本法の規定については、強制規定、すなわち罰則規定がないことを理由に良しとされない方もおられますが、昨年千葉県で初めて県レベルの条例として障害による差別をなくすための条例ができた際の議論でもみられましたように、差別をなくすには、事柄の性格からしてやはり強制では物事は進まず、やはり立場が違うもの同士が互いの言い分を聞いて理解し合うという取組みが非常に大事になってまいります。そういう観点からしますと、我が国は、実は、ここに 2000 年当時のある国際シンポジウムで発表された調査をお示ししてありますが、差別禁止法制についてこれらの国並みではあると言えようかと思えます。当時 42 カ国が障害を理由とする差別の禁止にかかる何らかの法制を持っていたと言われておりますが、当時日本はなぜか調査対象から漏れていましたので、ここでは括弧書きで補っていますが、アメリカ、イギリス、オーストラリアに代表されるように障害者に特化した包括的な差別禁止法を持つ国もあれば、障害者だけを対象にせず、広く性とか年齢による差別も含めて人権擁護法の中で対応している国、障害者基本法の改正前の我が国がそうでしたが、憲法に書いている国、それから現行の障害者基本法と同じように障害者施策に関する最上位の理念法に書いている国、最近ヨーロッパでよく見られるようになってきておりますのは雇用分野の法律に差別禁止を書いている国というように、いくつかそれぞれスタイルがあります。こうした法制のあり方についても今後国内でよく議論をしていく必要があるだろうと思っております。

最後に第 33 条についてですが、これまでの人権条約では、先ほどもご紹介したようにたくさんの方の条約があるわけですが、いずれの条約もその実施を担保するためには、国際的な委員会を設けてモニタリングしていくという仕組みでした。しかしながら、今回の障害者権利条約については、初めてそれに加えて、国内に実施を担保するための仕組みを作ることが求められております。資料では我が国におけます施策の取組みについて、啓発、推進あるいは救済、あるいは監視の別に関連の資料をお付けしています。時間がありませんので、説明は割愛させていただいて、後ほどのパネル・ディスカッションの中で時間があれば少しご紹介したいと思っておりますが、こうした国内の仕組み作りについて、我が国の場合ある程度の土台はあるかと思っておりますが、今後どのように進めていくのか、そうしたこともこれから施策を考える上での重要な点になるかと思っております。

この条約を端的に表わす言葉は、「インクルーシブ」とそれから「アクセシブル」という言葉ではないかと思っておりますが、いずれもなかなか日本語に訳しにくい単語ではありますが、障害のある人もない人も同じようにインクルーシブに、直訳すれば包含されてということになるのですが、違いのあるものが一体となって暮らすということと、それからあらゆる権利や、その権利を達成するための手段がアクセシブルである、利用可能であるという、そういう 2 つの概念が非常に重要だと思います。これから我が国政府も、障害がある皆さん方のご意見も聞きながら、これらの概念の実現を図っていきたいと思っておりますが、以上でとりあえず私の最初のご説明を終わらせていただきます。

障害者の権利条約と福祉機器

山内 繁

早稲田大学人間科学学術院 特任教授

ただいまご紹介をいただきました山内でございます。今、河村さんのご紹介もさることながら、2年前までこの研究所におりましたものですから、むしろそちらの立場から話をさせていただきたいと思います。

最初に私が権利条約のことに直面いたしましたのは、2002年の大阪フォーラムの時でありました。この時に、現在、RI、リハビリテーションインターナショナルの事務局長をやっているトーマス・ラガワルからICTAセミナーを組織してほしいと頼まれました。タイトルはassistive technology for disability rightsでした。ここに書いてありますように assistive technology in a UN convention on the rights of the people with disabilities というサブタイトルでセミナーを組織しろということを申し付かったのです。今の松井先生のお話にもありましたようにこの2002年では権利条約といわれても一体何のことかちっともわからなかったわけです。

それで一体権利条約と福祉機器と何の関係があるんだと疑問を持ちました。障害者の向上に、基本的人権というのはもちろんわかる。しかし福祉機器がどういう関係があるんだということで、新宿で2時間ぐらい話をして、やっとやってみるかという気になって、この大阪フォーラムのこのアクセスのセッションとして、ICTAセミナーを組織しました。

そのときのプログラムを引っ張り出すと、大体こんなふうになっておりました。最初にNIDRRのクリスティ・ウィルソンさんから権利支援におけるNIDRRの役割ということでお話をいただきました。香港のロバート・フットマンさん、これはちょうど香港の地下鉄の整備をしていたものですから、その時の立場に立ったお話をお願いしました。

それから情報関連のことではスウェーデンのリンドストロームさん、電話並びにテレコミュニケーションをずっとやっておられる方ですが、その方からコミュニケーションによるdisability rightsについてお話をしてもらいました。その次に今司会をされている河村さんに情報関連の政策について話をいただきました。

それから標準化と人権の問題も取り上げるようにということでありましたので、それではちょうどガイド71というのができたばかりでありましたものですから、ガイド71のための委員長として尽力されました防衛医大の菊池先生にISO-IECの視点からということで話していただきました。

それから、そのころ同じような考え方で、ヨーロッパ標準が検討されておりましたものですから、その話をスウェーデンのhandicap instituteのフォルケ・エリアッソンにお願いしました。彼が来られなかったものですから、ちょうどその時、日本に来ておられたス

ティグ・ベッカーさんに代読してもらおう。こういうことで2002年の時には福祉機器の立場から、障害者の権利、権利条約にどういう関連があるだろうかということでも考えたのがこのようなプログラムでありました。

それで、権利条約ができましたときに、そのことを懐かしく思い出しているところに、トーマス・ラガワルからメールを受け取りました。いくつかの項目が福祉機器に関連しているから気をつけて読んでおくようにというコメントをいただきました。それを中心にして少し自分の考えを混ぜながら、話をいたします。

その中で一番重要であると考えたのは、第4条一般的義務のgの項目だと思います。このgの項目は、本日配布されております仮訳ではわかりにくい日本語なので、もっとわかりやすく書き直してみました。「情報コミュニケーション機器、移動関連機器など障害者用の福祉機器のための最新機器の研究開発を行い、その普及を促進すること。この際適切な価格範囲の機器を最優先すること。」

こういうことがここには「一般的な義務」という形で書かれています。ここで強調したいのはさまざまな福祉機器の中で情報コミュニケーション機器と移動関連機器、この2つがとりわけ障害者の社会参加、自立と社会参加を保障するために、またその権利を保障するための基本的なツールであるということが非常にクリアーに書かれているわけです。

実をいいますと、ここのリハセンターの研究所における福祉機器の研究開発においても、情報関連機器とそれから移動関連機器を基本的な2本柱として推進してきたとあってよいと思います。この間の我々の考え方は基本的に間違っていなかったということで非常に意を強くいたしました。今研究所と産総研とで科学技術振興調整費の非常に大きいプロジェクトをやっておりますが、その2本の柱がやはり情報と移動機器ということで開発しています。それが1つです。

もう1つ大事なことはここgの項目には、「支払い可能性」というふうに書いております。英語ではaffordableなcostという言葉で書いてありますが、要するにこれを取りまともだと先端技術、最新の機器を支払い可能な範囲で利用できるようにしなさいということですね。問題なのはこれまで特に我が国でもしばしば先端技術を福祉機器に応用する、そういうプロジェクトがあるわけですが、かなりものはまずaffordableでない、簡単に入手できる品物ではない。ですからこれは亡くなった津山先生が、私がここに来たときから「お前ら高いものばかり作って遊んでいちゃいかん。実際に使えるものを作りなさい」ということを、口を酸っぱく言っておられました。そういうことがやはりここにも書かれているんだなというふうに思います。つまり、いくら良いものでも絵に描いた餅じゃ困る。

しかしもう1つここで書いていないことを強調させていただくと、「しかしながら技術開発としては今すぐには手に入らないものにも目を向けておく必要はあるんだ」ということで、そのバランスをどうするかというのがこれから実際の研究開発に携わる立場としては重要な立場になるだろうというふうに思います。

あとは機器へのアクセスとかあるいは第9条のアクセシビリティ、第20条の移動と、そ

れから表現の自由と一緒に情報伝達手段が同じぐらい重要な意味を持っているんだということ。それからリハビリテーションの中ではリハビリテーションに必要な機器とそれから機器の情報を十分に活用できるようにするというので、これらのことが障害者の基本的な権利の保障にまで繋がっているということを機器開発に関わっている我々は十分に意識すべきであろうということだと思います。

ただその時に、これは実は I S O の ISO/TC 173/SC 2/WG 11 という委員会で議論していることですが、I S O の福祉機器分類と I C F の項目の対応表を作るという作業をこの委員会で進めています。その作業の中から、テンポラリーな結論として、機器が直接機能できるのは身体構造、心身機能から活動までであって、参加を直接支援することができないという点で合意ができています。つまり直接には心身機能あるいは活動をサポートする、それを支援するけれども、それを通じて参加に寄与するんだということです。そういうことがほぼ基本的な考え方として共通認識になりつつあるわけです。

そうすると、今言いましたように障害者の権利のために福祉機器が非常に重要な役割を持っているといっても、結局それはその心身機能あるいは活動をサポートする。どういうふうにしてその権利の保障まで関連しているかということまで見通しながら開発を進めないといけないというのが、この権利条約が我々に語りかけていることではないだろうかと思えます。

時間がなくなってしまったので、あといくつかコメントしたいのですが、1つはユニバーサルデザイン、大変結構なんだけれどもユニバーサルデザインだけでは実は話は済まないのであって、それについてはこういうダイアグラムで私は orphan product という言葉を言っていますが、これを、十分にバランスを取りながらやらなくてはいけない。この権利条約全体をよく読むとそのように読み取れるのですが、表面だけを見ているとユニバーサルデザインばかり書かれているというふうを受け取ってしまうおそれもあります。

それからもう1つ日本語訳の問題ですが、この仮訳でも、テクノロジーという英語をほとんど、技術と訳しています。テクノロジーは device の意味のほうが最近では強いので、これはむしろ機器と訳すべき部分はかなりあるわけです。

この話が始めると余談が終わらなくなってしまうので、最後に1つだけ宣伝させていたでいてまとめにしたいと思います。実は2月26日に、「福祉機器と研究倫理」というセミナーを開催いたします。問題は福祉機器の開発をするときに臨床評価をやりますが、その時に被験者である障害者の人権を侵害するということが間々起こる。それをどうするかということが問題であります。この時に今話をしました、R I の事務局長のトーマス・ラガワワルさんからこの権利条約の立場からのお話をさせていただきます。ビラを置いてありますのでご興味のある方は是非これにもご参加いただければと思います。以上で終わらせていただきます。

障害者権利条約と法改正－ “本人抜きに決めない” を原則に

湯汲 英史

社団法人日本発達障害福祉連盟 常務理事

日本発達障害福祉連盟の湯汲と申します。福祉連盟はご存じだと思いますけれども、知的障害を持つ家族や本人の会「全日本手をつなぐ育成会」と、施設の団体であります「日本知的障害者福祉協会」と、「日本発達障害学会」という研究者の集まり、それに特別支援教育に携わっておられます先生たちの集まりの「全日本特別支援教育研究連盟」の4つで構成されている団体です。今日はそこの常務理事として参加させていただきました。ご存じの方も多いかと思いますけれども、今年の12月にメキシコのアカプルコで第14回世界育成大会が開かれました。世界育成大会というのは知的障害を持つ本人や家族が集う会議でして、4年に一度開かれています。今回のアカプルコ大会には約1700名の方たちが、世界約60カ国から集まりました。この大会には当時のメキシコの大統領がお出でになりまして、障害者の権利条約はメキシコが発案し提唱したこと、それからこの権利条約の意義は非常に深い、重要であるということを力説されていました。またこの条約は、排除の論理ではなくインクルージョンのためのものであり、知的障害への理解を深めるためのものになる、そのために権利条約作りには本人たちが参加しているという話をされていました。日本に帰ってきまして、ひと月ほどしてから権利条約が採択されたというニュースを聞きまして、とても嬉しく思いました。

意外かもしれませんが、知的障害そのものについてはよくわかっていません。例えば知的障害というのは抽象的思考ができないと言われてたりしますが、では抽象的思考とは一体何なのか。抽象的な言葉も含め、それが理解できない状態はどういう不便をもたらしているのか、実際にはよくわかっていないことだらけです。

知的障害を診断するときに使われるのが知能検査です。この知能検査ですが、日本で通常使われている検査は2種類です。その一つは1905年にフランスでつくられたもの、もう一つが1917年にアメリカでつくられたものを、これまでに何回か改訂しながら使っています。元々知能検査そのものが、知能を測っているとされますが、一体何を測っているのかについては実はよくわかっていません。

さらにいえば、知的障害を持つご本人に何が理解できるのか、何が理解しにくいのか、どうやったら理解を促せるのか、まだまだこういうことについて、人間はよくわかっていないのが実情です。条約の成立過程で、障害者本人が「私たち抜きで私たちのことを決めない」と主張し、主体的に参加し作っていかれた。これは非常に重要なことだと思います。あたかも知的障害のことがわかっているようでいて、実はよくわかっていないのですから当然ともいえます。

知能検査そのものも何を測っているのかよくわからないと述べました。知能を測る目的で検査を物差しとしては当ててみるのですが、本当は体重を量りたいのに血圧計で体重を類推しているようなところがあります。それほど人間の知能自体がわかっていないし、その障害が存在するのは確かですが、それがどういうものなのかについての理解は不十分です。

ただ環境によっては、知的障害の不自由さを感じないですむこともあります。30年前に僕がこの仕事に入ったとき、知的障害を持つ人たちが寿司屋に行ったり、居酒屋に行ったりすることはほとんどありませんでした。ところが今では新年会、忘年会で、寿司屋や居酒屋に行くのが普通となり、ご本人たちだけで行ったりしています。この変化は環境が変わったからで、お店で出されるメニューが、絵や写真など図で示され、たとえ漢字が読めなくても注文できるようになったからです。回転寿司では、現物が目の前に流れてきて文字がわからなくても大丈夫です。このように、生活の中で知的障害の有無があまり関係がない場面も増えてきています。知的障害は適応障害の1つですが、先ほどアクセシビリティの話が出ていましたけれども、回転寿司の例で示しましたが知的障害が発現しないで済む環境がありえます。参加と活動を促すことを考える際に、今後の大きな課題になると思います。「私たち抜きで私たちのことを決めないで」という叫び。僕たちはもっと知的障害に対して謙虚になって、ご本人の不自由さ、わかりづらさ、伝わりづらさをよく踏まえる必要があります。国内法を、条約合わせて改正していく際には、本人たちの意見を最大限に汲みいれるべきと思います。

最近では、パソコンが一般家庭でも使われています。例えばIQが30、40といえ、知的障害のレベルでいうと中度、重度と言われる子たちです。こういう子たちの多くがパソコンに現在はふれています。なかにはネットにアクセスし、ゲームをダウンロードしたり、いろんなホームページを見たりしています。そういう子や青年たちが、当り前に見られるようになりました。この10年でパソコンの性能は変わってきて、フリーズしたりすることもほとんどなくなり、子どもが操作しても大人はあまり注意しなくなりました。携帯電話も、3歳の子がおもちゃのように扱ってもなかなか壊れません。パソコンを使い、携帯ゲームで遊ぶ、知的障害を持つ子が実際に現れてきています。例えば20年前、15年前、10年前に重度の知的障害、中度の知的障害を持つ人たちがパソコンをある程度自由に使いこなすという時代が来ることを想像した人はあまりいなかったと思います。ところが現状では、そういう姿が見られてきています。人間が今まで持ってきた知能感とは違う姿が生まれてきており、あらためて人間の知能とは何なのか、その学習の仕方も含め、問い直すべき時代になったと思います。

今回の権利条約では、第2条の定義で「コミュニケーションについては、言語、文字表記、点字、触覚、コミュニケーション、拡大文字、アクセシブルなマルチメディア並びにコミュニケーションの様式、手段および形態であつての筆記の音声装置の平易な言葉の朗読の並びに補助的および代替的なもの」とされています。このように実に幅広い定義にな

っています。是非とも知的障害の人たちが生活がしやすいよう、コミュニケーションへの配慮も含め、法の改正の際には本人の声を聞きながら、進めていっていただきたいと思います。

もう1点です。発達障害についてです。僕はクリニックで言語聴覚士として働いています。うちのクリニックには、平均して一日に80名ほどの発達障害を持つ子、青年、成人の方たちがやってきます。一般の方たちにはわかりにくいと思いますけれども、発達障害の専門家は、発達障害には「障害」がつきますけれども、子どもは「変わらない」「恒常的」とは思っていません。そこが感覚器の障害などと違います。発達障害というよりは、現状の「発達の様子」とか「発達の状態」といったほうがよく、年齢が増すうちに診断名が変わることも珍しくありません。お医者さんによっても、同じ子への診断名が違うことも少なくありません。ところが、発達障害は固定的でなく、成熟していくことへの理解が進んでいません。これは実際に体験したことです。例えば学童クラブの入所審査の際の話ですが、ある子がADHD（注意欠陥・多動性障害）と診断されていました。この子に対し、動き回って危ない、だから廊下に全部網を張って飛び出さないようにするという発想を、大人が持ったりします。子どもに「出てはいけない」と教え、育てていこうという発想がありません。発達障害ということばに惑わされず、大人がもうちょっと子どもに対して見識を持ち、指導、子育て、支援していくことを考えるべきだと思います。

今回の条約が日本の国内法に改正にさまざまな影響を与えますと思いますけれども、以上述べました諸点などにつきまして、ご考慮いただけるようお願いしたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

医療分野における課題

岩谷 力

国立身体障害者リハビリテーションセンター 総長

前世紀の末には脱医療、脱施設という医療のパターニズムが否定され今日に至っています。現実はこの権利条約が採択されますと、現在私たちが行っている医療がかなり変わっていくことになることと思います。そのいくつかについて私の考えを述べさせていただきます。私が注目いたしましたのは1条、19条、20条、25条、26条です。1条、19条、20条、26条は障害そのものとそれから障害を持つ方々のリハビリテーションに対する考え方にかかなり関係するものです。第25条は障害をもつ人々の健康問題です。かなり基本的な健康問題において障害を持つ方々が差別的な状況にあると思います。第1条の目的のところでは私が問題と注目いたしますのは impairments でございます。障害を持つ方々の impairments は何かということは案外難しいと思います。知的障害の方々にとって、impairments は何でしょうか。この impairments によって full participation と inclusion が妨げられているというのが障害の定義でございます。我々は impairments というものをはっきりと科学的に客観的に、かつ中立的に捉える必要があると思います。それから full participation というのはどのように定義して、どのように測定するのか、評価するのか。どの水準までをもって full participation とするのかというのはそれは国の文化、国の状態によって違うと思います。participation を測るということについては医学的にだけではなく社会的視点から測ることが必要になってくると思います。我々人間ですから、人間は必ず機械的な機能を持って、その機械的な機能の障害によって何らかの activity limitation を受けているのですから impairments と activity limitation の関係を科学的に解明することが、障害を持った方々の full participation を進めていく上には必要になると思います。これらのことにつきましては、我々は ICF を使って分析をしていけば可能になるのではないかと考えております。

次は第19条の自立した生活および地域社会への inclusion です。この方たちの地域社会で生活する平等な権利が目標になります。したがっていろいろのリハビリテーションの場面において、地域生活のためにどのようなサービスを提供するかについて規定する条文であると思います。もう1つは20条の mobility です。私は整形外科医ですから、特に目についたのですが mobility は我々の生活にとって極めて重要であります。これは先ほど山内先生のご指摘もでございますように、決して身体的な mobility だけではなくてあらゆる移動に関する補装具や福祉機器というものも含めて、工学系とも深い関係を持って進まなければならないということでもあります。専門職員に対して移動技能の訓練をしなければならないということも非常に重要性が高いと思います。我々の仕事に関係するリハビリテーシ

ョン、full physical、 mental 、 social、 and vocational ability を maximize することのべられています。ability の最大化を図ったうえで、サービスとか device とかを用いて、社会参加を達成するという、そのための包括的に行わなければならないとべられています。

リハビリテーションに関しては、第 26 条の a に「可能な限り早い段階から」、「どこでも」「可能な限り消費者の居住地の近くで」利用できるようにと述べられております。これは福祉サービスと医療サービスが地域の医療機関でサービスが提供できるように、整えていかなければならないということの意味だと思います。

専門職の教育については、初期訓練および継続訓練を充実するとあります。

自立生活と社会の inclusion は権利であって、これらのものを目標としてリハビリテーションが進められなければならないということ、その中で個人の移動性というものが非常に重要であるということ、それからリハビリテーションは comprehensive でなければいけないこと、自立能力、身体的、知的、社会的、職業的能力の獲得と維持を図ること、早くリハビリテーションを開始することなどが求められていると思います。個人の能力とニーズを学際的に評価すること、関連職の教育が必要であるということなどがこれらのところから読みとることができる重要な点だと思います。

最後に健康について、差別なしに到達可能な最高水準の健康という記載がございます。質がよくて、負担可能な保健ケア、保健計画を含めて提供する。これは二次障害の発症予防とか、そういうような保健サービスが居住地の近くで、どこでも使える、つまり私どもの国立リハビリテーションセンターのような施設で事が足りるのではなくて、地域生活で、地域で、アクセシブルな保健サービスを充実しなければならないということの意味します。障害を持つ方々には特有な健康問題があります。障害を持つ方々へのヘルスサービスが整っていない、accessibility が悪く医療施設が利用しにくいということもあります。健康情報に非常にアクセスしにくい、障害特有の方たちの健康問題に対する治療プログラムの開発に遅れがあります。これは私どものセンターには障害者の健康ドックがございます。健康ドックでのデータによりますと、脊髄損傷の方たちに肥満、脂肪肝、高脂血症などが非常に高率で認められております。つまり車椅子の方たちは運動ができません。運動ができないから、生活習慣病にかかりやすいのです。その方たちへの医療は新たな問題になってまいると思います。

それから、健康情報が非常に取得しにくいという問題がございます。これは河村部長が一生懸命されておられる DAISY などを用いた医療情報の提供体制を整備していかなければいけないと思います。我々の病院には、外来患者さんのために屋根つきのパーキングを用意してございます。車椅子の方々が病院にアクセスしようと思っても、雨の日には車で病院に行けないことになりまして、健康に対する accessibility を基本的な権利として保障するのも難しいことになるのではないのでしょうか。医学は障害の原因疾患と impairment を診断し、それに対する治療をしつかりすることが大切です。活動制限を正確に、客観的に、

論理的に説明するというのは私たち医療関係者の重要な役割だと思います。それを福祉機器とか制度とか環境に結び付けていくことも重要ですし、その上で健康福祉政策に提言をするということが改めて求められていると思います。以上でございます。

雇用・就労分野から

松井 亮輔

今回は 27 条だけしか出していないですが、それ以外にも、例えば 9 条とか、20 条、21 条、24 条の教育、それから先ほど岩谷先生から話がありましたハビリテーション、リハビリテーションの中にも雇用ということは言及されております。しかし時間の関係で今日は 27 条を中心に話をさせていただきます。

この 27 条は 2 つからなっております、第 1 項では障害者の権利保障と差別禁止、第 2 項は奴隷状態および強制的労働などからの障害者の保護という構成になっております。第 1 項の根拠は先ほどモンティアン、あるいは長門参事官からも説明がありましたように、経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約、つまり社会権規約の第 6 条から第 8 条、それから ILO の障害者の職業リハビリテーションおよび雇用に関する条約から取られているわけです。障害者権利条約についての基本的な材料というか、ベースになっているのは既存の人権条約です。ですから、それらから取れるものはできるだけ取り入れるという形になっております。

第 1 項の主な内容としては、他のものとの平等を基礎として障害者の労働の権利を認めることです。つまりこれまで障害を持った人たちが必ずしも他の市民とは平等ではなかった。ですから平等の権利を確保するということです。逆にいえば、障害者に対して特別扱いをするとか、特別の権利を与えるわけじゃなくて、あくまで他の人たちと同じレベルの権利を保障するということです。この条約の交渉で繰り返し強調されたのは、別に新しい権利をつくるわけではないということです。つまり既にある権利を障害を持った人たちが平等にエンjoyできるようにするというところに目的があるということです。

開かれたインクルーシブでアクセシブルな労働市場および労働環境において、その権利を促進するために、次に言う a から k までの 11 項目にわたる措置をとることが求められています。開かれたというのは open employment、つまり一般の労働市場でインクルーシブ、つまり特別の場所というのではなくて、一般の人たちが働いている場において、かつアクセシブルな労働市場ということです。ですからここで強調されているのは、障害を持った人たちのための特別の雇用の場でなくて、基本的には一般の労働市場にインクルーシブしていくということです。特にこの第 1 項の a であらゆる形態の雇用にかかるすべての事項に関し差別の禁止がうたわれています。あらゆる形態の雇用というのは、賃金雇用—賃金雇用の中でも例えばパートタイム就業があれば、あるいは派遣労働ということも含まれます—それから、自ら業を起こす起業、自営、協同組合を作って、協同組合員として仕事をすること、あるいはここには含まれていませんけれども、社会的企業 social enterprise とか social firm がヨーロッパ、アメリカあるいは日本でも最近注目されてきております

けれども、そういうものも含むわけです。さらに代替雇用、つまり保護雇用もあらゆる形態の雇用の中に含まれるということになっています。実はこれをめぐっては随分議論があって、基本的にはそれには触れないという議論が非常に強かったんですけども、ILOを始め、現実問題として現在の開かれた労働市場で仕事ができない人たちが世界的に見れば何百万人もいるという現実を無視するわけにはいかないということでこの代替雇用も含むという理解になっています。それに関連して、すべての事項には募集、採用および雇用条件、雇用の継続、昇進という、雇用にかかるあらゆるプロセスがここに謳われているわけですが、特にこの昇進は、障害者たちが仕事に就いた場合往々にして単純労働で長く仕事をするということがあるわけですけども、少なくともそういう仕事の中で成長していける、あるいは向上していける、そういう機会も提供するということが求められています。それが一般の雇用の場だけではなくて、代替雇用という場においても carrier development ということが配慮されなければいけないということが強調されています。

このb以降では公正かつ良好な労働条件についての権利の保護ということですけども、これは平等な機会であるとか同一価値の労働について同一報酬一同じ労働であれば障害があろうとなかろうと、同一の賃金を支払うべきであるとか、それから安全で健康な作業条件、この中にハラスメント、つまり障害に対するハラスメントからの保護ということがあるわけです。EUの一般雇用均等指令の中には障害ハラスメントということが明記されています。そういうこともあって、この中でもそれが取り入れられているわけです。当然差別をされた場合、あるいは不利益な取り扱いをされた場合にその苦情処理、その苦情を言っていく先がきちんと作られ、是正措置が講じられるということが求められていきます。

第1項g、hについては公的機関および民間セクターにおける障害者雇用の促進ということが謳われているわけですけども、特に日本では雇用率制度が障害者雇用の核になっており、日本政府はこの条約の最初から affirmative action とは別に雇用率制度を明記することを要求してきましたが、結果的にはそれは affirmative action program の中に含まれるということで整理されたということです。障害を持った人たちの雇用の平等の機会を確保するためには、そういう特別の措置が必要であるということが謳われているわけです。

先ほど長門参事官からも説明がありましたが、障害を持った人たちが平等に雇用、労働に参加するためには合理的配慮が必要であるということです。ただし、過度の負担は求めないということが言及されています。例えばすでに合理的配慮を法律の中で謳っているイギリス、あるいは米国にしても、例えば企業であれば、その財力の範囲内で対応することになっています。障害を持った人たちを特別扱いするわけじゃなくて、あくまで対等の立場で参加できるよう必要な配慮をすることです。それは決して無茶苦茶なことを求めるわけではないということです。当然そういう合理的配慮にはコストがかかるわけですから、そのコストに対して公的な支援がどの程度あるのかというようなことも踏まえて対応すべきであるとされているのです。

第2項の奴隷的云々というのは、日本の中には現在そうした実態がないかわかりませんが、例えば過去においては精神病院において本人の意思に関係なく病院の仕事に就労させるというふうな実態があったり、例えば一部の途上国では、障害を持った人たちを暴力団が乞食に仕立てて、金を稼ぐというふうな実態が現実にあるので、この項目が今回の条約の中に明記されたと思われます。

我が国にとっての課題ですけれども、開かれた労働市場での雇用を進めるためには多様な就労機会の拡大であるとか、特に質としての雇用の確保などが考えられます。ご承知のように雇用率制度は量としての雇用の確保については有効な手段だと思えますが、雇われる人たちがどういう条件で雇用されているかということをチェックできるようなシステムにはなっていない。その意味では量としての雇用の確保だけではなく、その質の改善をどう進めていくのかというようなことが求められるでしょうし、現在義務化されていない合理的配慮、それを義務化する場合には当然それに対する必要な支援が必要だと思えますけれども、そういうことも検討する必要があると思われます。

それから最近の多様化する就業に応じたセーフティーネットの構築。例えば短時間労働であるとか、派遣労働などの場合、往々にしてその賃金だけでは生活できないということがありますので、そこを賃金補填制度も含めてどう対応していくのか。それから働く場において差別、あるいは不利益な取り扱いを受けた場合にそれを是正するようなメカニズムも必要であろうと思えます。特に一般労働市場に入っていけない人たちに対する対応ですが、授産施設の場合、現在は例えば最低賃金は適用されていない。例えばアメリカには、日本の授産施設と同じようなシェルタード・ワークショップがあるわけですが、ワークショップの場合も最低賃金を下回る賃金を払う場合は、アメリカの労働省の労働基準部門から許可を貰わなければならないということになっています。最賃を除外された場合でも少なくとも50%以上は払うことが求められる。だから授産施設あるいは福祉的就労の場においても雇用法制の網がかけられている。そういうリンクづくりをこれから検討しなければいけないと思えます。それから障害者自立支援法にもとづく就労継続支援事業では、利用者が一定の利用料を払うことになっていますが、少なくとも働くことを中心とした場において、利用料を払うのがいいのかどうかということについては議論の余地があると思えます。

いづれにしても我が国でこの権利条約を批准するためには、雇用の分野に限っても障害者雇用促進法であるとか、あるいは就労を進める自立支援法についても見直しが必要ではないかと思われます。時間がまいりましたのでこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

パネルディスカッション

ディスカッション

【司会 (河村)】 どうもありがとうございました。それではパネリストの皆さんには壇上にご登壇いただきまして、これからパネルディスカッションに入りたいと思います。ちょっと移動の時間がありますので、ご着席のままお待ちください。

皆さんのプレゼンテーションが大変充実しております、予定した時間を少しオーバーしておりますけれども、先ほど事務局より少し終了の時間を必要があればオーバーしてもいいという案内がありました。それで特にパネリストの皆様のご都合を伺いたいのですが、終了予定が 16 時になっておりましたけれども、それを少し延長させていただいて、15 分延長させていただいて、パネルディスカッションを 45 分間これから行いまして、全体の終了を 16 時 15 分ということに、もしよろしければさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは会場の皆様にもどうぞご協力をお願いいたします。少し時間延長をさせていただきます。

【司会 (河村)】 モンティアンさんの基調講演から始まりまして、その後それぞれのお立場からパネリストの方の問題提起、あるいはコメントをいただきました。最初に長門様からは国内的な体制の整備とこれから批准に向けてのどういうことをやっていかなければいけないのかということを含めました、今回の条約のインパクトについてのお話をいただきました。ほかにも重要なことがございましたが、特にその中でモニタリングのシステムを国内的に整備していく必要があるというお話があり、このモニタリングについては今後どのように進めていくのか、是非この後の論点として議論をいただきたいというふうに思います。続きまして、福祉機器、あるいは支援技術というものがこの国際条約を実際に定着させていく上で非常に重要な役割を果たすということについて山内様より問題提起をいただきました。その中で特に情報コミュニケーション技術と移動の技術というものに特別の注意が払われているということのご指摘があり、さらに福祉機器の役割というものは心身機能と心身構造並びに活動を支援していくというものであって、参加や QOL、権利保障に直接作用するわけではないという重要な問題提起があったかと思えます。さらにコストの問題として社会的にそれを実現できるようなコストについての配慮が必要であるという点についての条約の指摘について注意が喚起されました。続きまして、湯汲様からは特に発達障害、知的障害に関しましては障害そのものについてはやはりまだまだ解明が必要であり、何故、どういうニーズがあるのかということについて、本人たちが参加して、やはり深めていくことが重要であるというご指摘がございました。これは特にこれからの日本におけるやっとな発達障害者支援法、あるいは教育のほうでは特別支援教育がやっとな始まるという、制度的にも大きな変革期でありますので、この点についても大いにこの後問題提起をお願いしたいというふうに思います。そして医療分野における問題提起といたしまして、健康に関する平等の権利というものが障害者にとっても重要なのではないかという指摘も、それから医療そのもののアクセシビリティということについての見直しといたしますか、振り返りというものが必要であろうと。そして最終的に障害者の医療的リハビリテーション

も地域生活をゴールとするという点で重要な役割を設定すべきであろうというお話がありました。その中でもう1つ言われたのは、障害についてどのような、さらにどういふふう支援を求めるとのことについて、特にプレゼンテーションの中ではおっしゃられなかったのですが、実際に写真として提示されました中に例えば聴覚障害の方は色の違ったホルダーを持って病院の中を移動するというある意味では積極的な取り組みが紹介されましたが、もう一方で同時にプライバシーの問題、自らどういふ支援が必要なのかを開示する、そのことについての問題というのが、同時に示されたように思います。その意味で特に今回プライバシーあるいは自己開示、どのように支援を求めるとのことについてはどなたも触れられませんでしたけれども、その点についてもこの後のディスカッションで論議すべきではないかというふうに思います。最後に就労、雇用という社会参加の最も基本的な部分について、松井様よりお話がありました。その中で decent work なかなか日本語にはならないかと思いますが、やはりそれなりの仕事といえますか、ちゃんと仕事をやっているということが本人も自覚できるし、社会的にも認められる、そういう仕事に就く権利といったものが紹介をされました。このような非常に包括的、また多岐にわたる問題提起がありまして、全体としてやはり最初の基調報告のブントンさんがおっしゃられましたこの権利条約のインパクト、衝撃というふうに言っていていいと思うんですけども、それがあらゆる場面に非常に重要な問題を提起しているんだと。したがって、これを真剣に取り組んでいくことによって、かなり大きくこの社会がグローバルに共に暮らす、あるいはお互いに住みやすい社会に障害のある方もない方も変わっていくチャンスではないかという共通の認識というもの全てのパネリストの方の間にあったように思います。

ここでモンティアンさんからまずこの後のディスカッションの皮切りに、これまでのパネリストのポジションについて、包括的なプレゼンテーションがそれぞれの立場からあったわけですが、モンティアンさんからの感想及びこれからのディスカッションの問題提起についてまず伺いたいというふうに思います。

【モンティアン・ブントン】 どうもありがとうございます。私の基調講演の中では熱意と高い希望をもって、前向きの影響しかお話をしておりません。一方でご存じのように問題もあります。完璧なものなどあり得ません。私は基調講演の中では選択的にいいところだけをお話しました。しかしながら、懸念事項もありまして、それに対処していかなければなりません。これはプレゼンテーションでは取り上げなかったことです。この条約はさまざまな解釈がなされるのではないかという懸念があります。つまりそれぞれの言語によって解釈が違ふかもしれないという懸念であります。ご存じのように12条の法律的な能力のところについては、脚注が元々ありまして、最終的には採択の時に外されております。しかしながら総会の時の記録ではいくつかの国が留保を言っています。そして自分たちの言葉に基づいて解釈をすと言っています。ということは人権の実践の仕方について複数のやり方が出てくるかもしれないということです。これは恐ろしいことです。どういふこ

とかといいますと、心理、社会的な障害を持つ人の中で言語によって人権あるいは基本的な自由において享受できるものが違って来るかもしれないということです。先ほど権利に基づいた開発ということを行いました。教育、雇用、衛生、健康、リハビリテーション全てを含めてということですが、この条約は妥協の精神ということ、それからバランスを取りにくいというところがあると思います。例えば24条教育という項目があります。障害者は全てインクルーシブな教育を受ける権利があるとされています。さらに締約国はインクルーシブでコスト的に手が届くアクセスができる教育をその人たちが住んでいるコミュニティで提供する義務があるとされています。あらゆるサポートを提供する必要があるとなっています。しかしながら特別サービスにつきましては視覚障害がある人、それから聴覚障害がある人だけに言及されています。ほかの障害については特別サービスの提供については言及がありません。これは私どもにとりまして、交渉が難しいというところがあると思います。特定の障害者団体しか対象にならない、リスクは取れない団体もあるということです。ですから一貫性の問題が出てくる可能性があります。こういった理由による摩擦を避ける努力が必要です。いいところは十分に活用していくということは必要だと思います。一方で健康の分野ですけれども、センシティブな問題を抱えている国の中には特定の問題を回避しようとしているところがあります。委員長や我々が、どんなに説得しても全くその話をしたくないというところがあります。つまり前例のない新しい権利をつくるのではない、これはあくまでも平等の考えに基づいているのだと言ってもだめな場合があります。例えば生殖における権利、健康といった場合には新しい権利のことを言っているのではなく、障害者も生殖的な健康の権利をほかの人たちと同じように受けられるようにしようというだけなのです。障害に基づく差別がないようにしようというだけなのです。この条約全体がだめになることを避けるために、そのところは徹底的に話し合わなかったというところがあります。さらにまたジェンダーと呼ばれる言葉はこの本文の中には使われておりません。前文にしか現れないわけです。本文には出てきません。なぜかといいますと、国によってジェンダーという言葉を受け入れられないというところがあったからです。男と女という性という以上の意味があるということで、国によって受け入れられなかったというところがあったわけです。一般国民がそのような権利を持っていて、障害者には権利がないというところに問題があるわけですが、そこから先にはこの条約では進めなかったというところがあると思います。雇用については、松井先生がすでにおっしゃったのですが、もう少し詳しく申し上げたいと思います。

障害者の権利と基本的な自由の保障ということですが、授産施設などにおいて、しっかり保障していかななくてはならないと思います。授産施設においては保護のレベルを減らしてよいというものではないということです。そしてその尊厳をきちんと確保すべきであるということです。確かイスラエルだと思ったんですが、この話を出してきました。この点についてはこのようなシェルターワークショップ、つまりこういった授産施設が存在するということを無視してはいけないということです。授産施設で働く人々にも他の人々と

同じ生活水準を確保しなくてはならないという議論がありました。それが背景となっています。それからもう1つ別の例ですが、この点についてもあまりうまく話をすることができなかつた。これはモニタリングについてです。司会の方からもお話がありましたが、モニタリングについては十分に議論を尽くすことができませんでした。今私たちは国連のシステムの中で1つの改革を進めようとしています。そしてあまり時間がかかってしまうので、この点についてはあまり時間をかけることができなかったという背景があります。ほかの既存の条約についても同様ですが、委員会を作って議論をします。そしていろいろな活動があり、そして権限があるわけです。しかしながら個々の通信、コミュニケーションということについては追加規約に入れるということで、それは例外となりました。しかし、このやり方というのは実際に国内法に関わってくるところであり、それはどのように国内法の整備をするのかということについてはなかなか難しいところがあります。もちろんいろいろな不平があるということもありますけれども、しかしながらそれを実際にうまく処理することができないということもあります。つまり国としては批准をして、そして実行するということかもしれませんが、しかしながらそれに対して違反があったという場合には、その場合はその国が委員会に対して、この委員会が調査をする、あるいは調整をするということについてはどう思うのかということを知ることができないわけではいけません。非常にデリケートな問題であって、そのあたりについてはどうやって進んでいったらいいかというのが非常に難しいところだと思われます。ですからこれはさらに調査なり研究を進めていく分野ということになります。今人権委員会の改革の中で、おそらくよい結果を生み出してくるとは思いますが、その中で実際にしっかりと実施ができるようにしていきたいものであると思います。

それから最後ですけれども、アクセシビリティについてお話をします。こちらについても最終的な段階まで非常に不満であったわけなのですが、この情報へのアクセシビリティということ、こちらはいわゆる公的な情報のみということになりました。つまり私的な団体、例えば民間機関については出してもらったほうがよいということで、奨励するということだけであって、それは義務ではないわけです。これは私にとってはあまりにも曖昧すぎる文言に留まりました。多くの国はいろいろな議論を展開しました。そしてその中でこの *urge* という言葉、これはアクセスできるような形で民間部門が出す情報ということですが、どうして多くの国が民間団体に対して、アクセシブルな情報提供を義務とするという議論にならないのか理解できません。これは、自由への違反なのです。それからまた環境の要素ということなのですが、もし国が民間部門に対して例えば環境の汚染を防ぐようにということを言えるのであれば、情報をしっかりとアクセスできる形で出せと言えない理由がないではないかという議論もありました。そこで答えはどうなったかといいますと、これは違う問題だということなのです。あまりにも問題が複雑すぎるということ、そして多くの代表としては、あまりにも複雑すぎて理解できないということであったわけです。そこで必須要件ということで、これについてはもう何もできないということにしてしまうよ

りは、何らかの形で入れたほうがよいということであるわけです。ですからその部分で urge とか encourage という言葉を使って require を使わない、奨励するという形に留めたわけです。

【司会 (河村)】 それでは時間が限られていますので、特に私のほうからは順序をつけませんので、パネリストの皆さんから積極的に今までの論点のどれでも結構ですから、まずこれについて自分は発言したいというものをどうぞ選んでいただいて、発言を求めたいというふうに思います。どうぞ、お手をお挙げください。松井さんからお願いします。

【松井】 先ほどモンティアンさんがフットノート（脚注）のことを話されましたが、恐らく皆さん方はどういう意味がおわかりにならなかったと思います。12 条に、ロシア語、中国語、アラビア語については法的能力というのは、法的行為能力ではなく、法的権利能力を意味するという脚注が付いていたんです。結果的にはそれは削除されましたが、現実には必ずしも完全にそれが払拭されたわけではなくて、生きているということです。この権利条約はさっきお話ししましたように 2004 年 1 月から 2 月にかけて作業部会で草案ができて、その草案を修正したものが議長草案、さらに修正議長草案ということで、最終的に第 8 回特別委員会で採択されたわけですね。その間どのように変わってきたかということについては皆さんはあまりご関心がないかも知れませんが、変わってきたプロセスを見ることによって、この条約についてかなりいろいろなものが見えてくると思います。今日あまり議論になりませんでした。元々この権利条約の議論がスタートしたときに先進国の多くは新しい条約ができるとモニタリングするために新たな機関を作らなければいけない、そのためにはお金がかかるということです。それと特に途上国からは、権利条約を施行するためには先進国からの支援が必要であること、つまり国際協力抜きには途上国においてはこの条約をきちんと実行していくことはできない。だから先進国からの支援を条件にしてといった発言も結構あったわけです。そうした意味で先進国の多くは当初は極めて警戒的ではあったわけですが、特別委員会での議論の中で随分変わって、最後には全会一致で採択されました。条約交渉のプロセスの中で先進国、途上国あるいは NGO も含めて随分勉強させられた。その結果本当にみんなが成長したと思います。ただ、モンティアンさんがさっき言ったように、この条約は万能薬、つまりこれができればすべての問題が解決できるわけじゃなくて、あくまでこれはベーシックなものですから、それを踏まえてこれからどう発展させていくのか課題です。私が概略的に発言させていただいた労働および雇用の問題についてもこれから解決すべき問題が種々あるわけです。だからそれを踏まえて、これから一緒に取り組んでいけたらというふうに思いますので、よろしくお願いします。

【司会 (河村)】 ありがとうございます。続いてどなたからでも積極的に。はい、どうぞ。

【岩谷】 1つこれは皆さんにご意見をいただきたいところです。私たちのこのセミナーの題名をインクルーシブ・ソサエティの実現というふうにしたわけですが、インクルーシブ・ソサエティをどのように理解をするのでしょうか。我が国は障害者基本計画を2004年に策定しました。そこでは共生社会とっております。共生社会とインクルーシブ・ソサエティとは、どのような整合性を取るのでしょうか。

【司会（河村）】 これは是非長門様にお願いしたいと思います。

【長門】 今日冒頭のお話の中で、障害のある方の生活を充実させていくためには本当にさまざまな分野の施策が関わるということをしり上げ、それがうまく機能するためには1つの目標を掲げて進む必要があるという話をしました。そして、我が国政府としては、その目標として「共生社会」すなわち「cohesive society」の実現ということを挙げています。「共生社会」とは、私どもが使っております定義をそのまま申し上げますと、「障害の有無に関わらず、国民誰もがお互いの個性と人格を尊重し、互いに支え合って暮らす社会」ということとなります。ポイントは、一つには「障害の有無に関わらず」という点です。ですから、まさに「インクルーシブ」というのは、先ほど私も最後にこの条約のポイントは「インクルーシブ」と「アクセシブル」と申し上げて、申し上げながら、なかなかまい日本語が思い浮かばなくて苦労したのですが、非常に日本語に訳しにくい言葉かと思えます。これに近い考え方としては、従来は「インテグレーション」があったと思えます。ただ最近、「インテグレーション」より「インクルーシブ」がよく使われるようになった背景には、「インテグレーション」は、障害のある方とない方、あるいは男性と女性というように、別々のものを1つにあわせていくという、元が別々だという意識が強く出るように思いますが、「インクルーシブ」の場合には、たまたま、ある条件、コンディションにおいて、例えば障害の有無というところは違うかもしれませんが、基本的には同じ社会の構成員、一員であるという、共通性を持つという思いが強いように思えます。ですからそういうコンディションの違う人が同じく混在している一体感を表すには「インクルージョン」とか「インクルーシブ」という表現がいいのではないかということで、最近はこちらの言葉が使われるようになってきたのではと理解しています。「共生社会」が目指しているのは、障害のある人もない人も同じように街中で社会の一員として暮らす社会ですから、まさに「インクルーシブな社会」と、そこは重なり合っているというか、我が国政府の方向が正しかったということが改めてこの条約をめぐる議論の中で確認されたと思えます。

【司会（河村）】 ありがとうございます。恐らくインクルーシブという言葉が国際的に非常に前面に出てきたのは先ほど冒頭の挨拶でありました、サラマンカ宣言だと思うんで

すね。教育の場におけるインクルーシブということが従来の integration に替わって出されたと思います。先ほどモンティアンさんがお話された中で総論と各論とでちょっとずれがあるところがあると、特に教育のところ、というふうにおっしゃってありました。24条の4項、ここに手話と点字というようなところはスペシフィックに出てくるけれども、でもそれだけでいいんだらうかという問題提起があったと思います。この点について湯汲さんはどういうふうにお考えになりますでしょうか。

【湯汲】 最初に言わせていただきますと、知的障害の認定には療育手帳を取る必要があります。この療育手帳を取るとさまざまなサービスが受けられます。ところで、この会場は埼玉県の新所沢です。埼玉県の新所沢から西武線の新宿まで出る間ですけれども、埼玉県では知的障害と判定されても、東京では判定されない可能性があります。それは知的障害を判定する際のIQ値の上限が埼玉県は緩くて、80台でも入る可能性があるからです。東京は70未満を固守しています。たとえばIQが80の子は、埼玉ならば知的障害を持つ子とされ療育手帳の交付があります。ところが東京では、療育手帳はもらえません。

京浜東北線は、埼玉県から東京を通過して神奈川に抜けます。たとえばIQ値が85の子が大宮駅で電車に乗ります。埼玉県内では知的障害を持つ子とされ、療育手帳が取れる可能性があります。東京都は数値に厳密ということもあり、取れない可能性が高いといえます。神奈川はIQが85未満だと知的障害の判定ができることもあり、微妙な範囲です。一つの電車に1時間ほど乗っているうちに、知的障害になったりならなかったりするのが日本の現状です。これは知的障害の判定を、都道府県知事が各自に行うからこういう状態になっています。非常におかしな状態といわざるをえません。

教育ですが、日本には養護学校があります。ぼくはある養護学校の運営委員をやっていますが、この学校には24教室しかないのに37クラスもあります。子どもがあふれています。毎年、東京では養護学校を希望する子が百人単位で増えています。つい10年前には、ある養護学校の小学部希望児が1人もいない時代がありました。今は養護学校を希望しても入れない子がいます。これは全国的な現象です。

昨日クリニックに来た子たちのうち、長野県と神奈川県の子が一人ずついました。長野県の子は、春に小学校に入る予定ですが、養護学校の分教室に行くそうです。その分教室ですが、どこにあるのかというと普通の小学校内にあります。神奈川から来た子は、今度高校に進学します。この子は、普通高校に併設された養護学校の分教室に行くそうです。両方の話を聞きながら、普通の学校と特別支援教育の管理命令系統が2つに分かれていて、非常にインクルーシブな教育の形態だと思いました。

2007年の4月から始まる特別支援教育ですが、養護学校は「特別支援学校」となり、役割が大きく変わります。ところが現実には、今の養護学校制度へのニーズが高まっています。普通の小学校や高校に、実際には養護学校の教室が混在しています。これこそインクルージョンだと思いますが、こういう流れを拡大する方向にはありません。実在する家族

や本人のニーズと、新しくできた制度の間に、大きなずれがあるのが実情です。知的障害は何なのかを含め、社会の中で家族や本人のニーズをどう汲み取るのか、これからは検討が必要だと思います。制度設計者にこの視点がしっかりとしていないので、ニーズと制度のミスマッチが起こっているように感じます。

それから「発達障害者支援法」ですけれども、発達障害者支援法では「発達障害」を日本独特の定義で定められています。ADHD、自閉症に含まれるアスペルガー症候群、学習障害などが「発達障害」とされています。なお自閉症だけは、知的障害があっても対象に含まれています。ところが知的障害は含まれていません。世界的に見て、発達障害の中に知的障害を含めていないのは恐らく日本だけです。国際的に説明できない対象規定となっています。また、先ほども言いましたけれども発達障害というのは、3歳の時、5歳の時、10歳のときと状態が変化していき、診断名が変わることが珍しくありません。3歳の時は自閉症、5歳でADHD、10歳では学習障害、15歳になったら普通の子といわれることがあります。僕も30年この仕事をしていますけれども、こういう子たちを何人も目撃してきました。これは子ども期は、「未熟」と「障害」の違いがわかりにくいことも理由の一つです。未熟であれば、教育などによって成熟・成長していく可能性があります。逆にいうと発達障害者支援法が「発達障害」を固定してしまっただけで、本人に、家族に障害はあり続けると思い込ませる可能性さえあります。

法の目的としては、インクルーシブな社会を求めているのかもしれませんが、発達障害への誤解を生み、それが排除につながる可能性があります。やはり適切に発達障害の範囲を定めていくこと、それから未熟性への視点をもっと強調し、教育等の可能性を強く訴えるべきだと思います。

先ほども述べましたが、県をまたがって運行されている電車に乗っていて、「知的障害」になったりならなかったりと変わってしまうのが現状です。これからもこのように、知的障害の判定基準が都道府県で違っていいのか。身体障害、精神障害は全国的に統一された基準で障害等級が決められています。だからこういうおかしいことはあり得ません。知的障害についても同じに、統一的な基準も含めた制度の整備が早急に必要だと思います。

【司会（河村）】 ありがとうございます。その点に関していかがですか、長門さんお願いします。

【長門】 残念ながら、今現在、障害のある方にかかる施策を進めていくに当たっては、かなり地域差があるのは事実だと思います。これは今お話があった定義だけではなくて、サービスの量であるとか質も含めて、地域差があるのは確かです。これは是正していこうとしています。それで、ただ一方で考えてみると、これは障害者施策の分野だけでなく、あらゆる行政で地域差というのはあると思います。先ほどこのディスカッションを始めるに当たってモンティアン・ブントさんが今回の条約の中には課題もあるというお話をさ

れた中で、地域によって解釈が大きく違ってしまって、保障される権利が違ってしまおうという懸念があるのではないかということをおっしゃいました。そうしたことにも繋がっていく部分があると思うのですが、そこでは、実は2つの見方というか、2つの視点が必要になると思います、それは確かに保障すべき権利、あるいは実施すべき行政の質として核となる部分、幹となる部分について差が出るような、そういう本質に関わるようなことはやはり是正されていくべき、統一化が図られるべきだろうと思うのですが、一方で、行政がそれだけ実際に違ってきているというのは、我々の生活というのは文化であるとか、先ほど言語というお話がありました、言語も含めて文化であるとか、歴史によってやはり大きく左右されている部分があると思います。ですからそれらをすべて棚上げして統一化を図ると、これはかえって逆に硬直的な制度になって、実際に動かない制度になってしまうということがあると思います。だから今回の権利条約をめぐる議論では、非常に多くの国が共通して支持することができるようにするため、各国による解釈の余地を残すという工夫がされたのであろうと思います。ですから先ほど松井先生からご指摘があった legal capacity の話もやはり英米法の国々と、大陸法の国々とはやはり法律行為に関する権利能力の捉え方でかなり違ってくるわけです。だからこそ、そうした違いが、本質に関わるものなのか、関わらないものなのかをチェックすることが重要になり、モニタリングが大事になってくると思います。その意味で今回の条約の特色として、国内におけるモニタリングの仕組みづくりを非常に重視した規定が置かれたというのは大きな意義があったと思います。

それから先ほどモンティアンさんからお話があったモニタリングのシステムは、むしろ、国際的なモニタリングをどのように進めていくかという話であったと思いますが、この点は、障害者の権利条約だけでなく、他の人権に関する条約全般にわたって大きな課題になっていると思います。国際的なモニタリングの仕組みをいかに円滑に動かしていくかということについては、今も絶えず見直しが行われていますが、建設的にこれを発展させていくことを考える必要があると、皆さんのお話を聞いていて思いましたので、一言申し上げます。

【司会（河村）】 ありがとうございます。山内先生にちょっと伺いたいのですが、実際に障害のある方たちが参加をしていくということが非常に、今言われましたモニタリング、あるいはこの条約がいろいろ懸念はあるけれども、進めていくべき方角を示しているとするならば、それを障害のある方たちも含めて一緒にその実現のために参加をしていくということが重要な点だと思います。その場合に先ほど先生の論点で、それを支援していくための研究開発というふうなことについて、何か補足的なご意見をいただければというふうに思います。

【山内】 基本的にはさまざまなことへの参加のためのベースを作るのがやはり情報とそれから移動であり、参加のための基本を作ると考えています。例えば研究開発に関して問

題点を考えると、我々が本気で実際に取り組むべき問題として、当事者参加であるということが前々から言われているけれども、なかなかそれがやりにくいというのが実情です。この研究所でも、なるべく最初の段階から当事者に参加していただいて開発するというのを、そういうふうに話をし、心掛けてやってきてはいるのですが、まだやっぱりとても不十分だと思います。

それで1つだけ参考になるのに、EUでやりましたフォーチュン・プロジェクトというのがあります。これは去年の初めに産総研とのジョイントプロジェクトのシンポジウムで来ていただいたクリスチャン・ビューラーさんたちのプロジェクトです。これは当事者参加をより促進するために、参加していただく当事者の人に研究開発をきちっと勉強してもらおう。そして研究者と一緒に開発する。これを可能にする素地をつくる。そのための教育カリキュラムを作るということをやっているわけです。やはりこういうことを我々も本気でやらなくてはいけないということを最近しきりと痛感しています。

ただその先には、実は26日のセミナーの宣伝をしましたが、当事者として研究チームに参加した人が、例えば被験者になるということはルール違反になります。そういう問題が次々に発生してくるわけです。今その辺を勉強していますが、結局そういうことを勉強しながら、実際に当事者参加による開発というものを進めていくということがやはり必要になってくる。なかなか難しい問題ですけれども、難しいとっていないでやはり取り組んでいかなくちゃいけないなと思っています。

【司会（河村）】 ありがとうございます。研究開発についてちょっと付け加えますと、実はモンティアンさんはこちらに来る前、この1月にプーケットで国際的な津波から障害のある方たちの安全を確保する、そういう会議をタイ国政府機関及びモンティアンさん自身の視覚障害者団体、あるいはそのほかの障害者団体と一緒に開催されてITUとかDAISYコンソーシウムとか、W3Cのワーキンググループとかも参加していて、私どももちろん参加いたしまして、平常時だけではなくて、災害の時にもきちんと安全を確保する権利、そういった状況の中でまた逆に街づくりへの提言も積極的にしていこうというふうな取り組みを国際的に今展開しているところです。それではお約束の時間がそろそろ来てしまったのですが、あとお一人かお二人、是非発言をされたい方いらっしゃいましたらお手をお挙げください。いいですか、ご遠慮されず。それでは最初に長門様をお願いして、その次にブントさんをお願いして、最後の岩谷総長はまとめの役割がございますので、恐縮ですが、そちらに回っていただいて、本当に大変申し訳ないのですが、会場の方からご発言をいただく機会がなくなってしまうかもしれませんが、ご了承ください。それでは長門様どうぞ。

【長門】 最後に2つだけお願いをしておきたいのですが、1つは、今日最初のお話の中でもさせていただきましたが、合理的配慮について、障害のある方の中だけで議論をするのではなくて、障害のある方と関わる、いってみれば相手側になる方々と一緒に議

論をしていく、そういう機会をこれから数多く作っていくということが重要で、それが、結果的にこの条約の中身を広く国民の間に定着させていく上で、さらには障害のある方を社会の一員として明確に位置づけていく上で、遠回りのようですが、実は一番近道になるということをおし上げておきたいと思っております。なるべく私どもも、そういう取組みをしていこうと思っておりますが、皆さん方も、お帰りになったら、1人でも多くの方に、今日のお話を伝えていただいて、地域から、そういう対話の場が1つずつ生まれてくるというのが大事だと思うので、そういう機会を作っていただくことに力を貸していただければということをおしをこの場を借りてお願いさせていただきます。

それから、2つには、この条約が目指すところを実現していくためには、アクセシビリティとか教育とか雇用とか非常に多くの様々な権利が関わっていて、今日もそういう意味では非常に多様な分野の方からお話をいただいたのですが、それだけにやはり一晩寝て起きたら世の中が一変するというような性格のものではなく、長期的な視点なり、計画的なアプローチなりが必要な事柄だということを改めておし上げておきたいと思っております。我が国の障害者施策は、国際障害者年とその後の国連障害者の10年を1つの契機として発展してきたと言えますが、その中で、今現在が3回目の計画となりますが、10年という長期の視点を持って計画を策定し、施策の充実を図るという手法が定着してきております。すなわち、我が国は、障害者施策の推進を図る上で、中長期の視点から計画的に目標を定め、その目標を段階的に時間をかけて達成していくというアプローチを取っておりますが、その考え方は、今回の条約を今後批准していく上で、また、その前提として国内制度の整備を図っていく上で非常に大事になっていくと思っております。

そして、そのためにはどういう目標を定めるかということについて皆さん方からしっかりとご意見をいただいく必要があると思っております。先ほど山内先生からもお話がありましたけれども、やはり障害のある方の目線というか、障害のある方のご意見というのが施策を決定する上で最も重要な役割を果たします。ですから今はいろいろな形で情報発信をしていただく機会も増えていると思っておりますし、行政なり民間の団体もいろいろなチャンネルを用意しようとしています。そうした機会を活用いただいて、ご自身の意見をしっかりと発信いただくよう併せてお願いいたします。以上2点をお願いして私のまとめとさせていただきます。

【司会（河村）】 ありがとうございます。ではブントンさんお願いします。

【モンティアン・ブントン】 先ほど申し上げることを忘れたことが1つあります。大切なことだと思っております。これについてまず日本が国際的なさまざまな支援をしてくださっているということをおし非常に嬉しく思っております。これにつきましては国連についてもかなりの支援をしてくださっているということをおし十分に認識しております。そして今こそまさにこの障害者権利条約の実施に向けて国際的な協力をさせていただくときだと思っております。

す。そしてその際に国際的な開発の支援ということについてやはりインクルーシブということを考えていく必要があると思います。いろいろなインフラの開発ですとか、さまざまな手法がありますが、そういったものを進める中で日本からの支援をいただくということが非常に大きな助けとなりました。ということで、もしこれからも日本の政府がそのような前進的な形でいろいろな基準を作っていただき、その上で全ての日本の支援のイニシアチブが国際的な部門において、しっかりと障害者を念頭に置いたものにしていただければと思います。

【松井】 加えておきたいのですけれども、板山さんが出席されていますが、アジア太平洋障害者の十年（1993年から2002年）、現在は第2次アジア太平洋障害者の十年ということで、アジア太平洋地域ではまさに日本が中心となってこの decade を続けてきたんです。ちょうど今年が第2次アジア太平洋障害者の十年の中間年です。この第2次十年の政策指針であるびわこミレニアムフレームワーク（BMF）は、2002年10月に大津でひらかれた最初の十年のESCAP最終年ハイレベル政府間会合で板山さんたちが中心となって作られた。権利条約もさることながら、日本としてはこの十年とBMFをいかに実りのあるものにいかにするかということも大事だと思うのです。モンティアンさんは日本の貢献ということをおっしゃいましたが、是非そのことも合わせて頭に入れていただきたいと思います。

【司会（河村）】 松井さんどうもありがとうございました。大変大事なことを私、失念しておりまして、実はこの間ずっとこのセンターも含めまして障害者のリハビリテーションをずっと見守ってこられました板山先生からは是非一言、すみません、突然ですけれども、この機会にいただければというふうに思います。マイクが今そちらへ行きますので、お待ちください。

【板山】 突然のご指名で恐縮しております。私個人というよりも日本政府あるいは、日本障害者リハビリテーション協会、今日は松井副会長も見えていますが、リハビリテーション関係者、障害者、専門職団体、さまざまな人たちが力を合わせて日本国内における長期計画の策定、民間サイドからの発言、そしてアジア太平洋地域における日本の貢献、一緒にと、こういう気持ちで暫くやっておりましたことを、それが今少しずつ実りつつあること、ブントさんがおっしゃったようにそれが貢献していること、大変にありがたいなと、こう思いながら伺っておりました。今日こういったセンターでの主宰によるセミナーが開かれましたことを感謝をいたします。これからも私ども民間の立場からまた大いにアジア太平洋地域における展開をも一緒になって推進していきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。今日はありがとうございました。

【司会（河村）】 ありがとうございます。それでは、私の役割はこれにてシンポジウムを閉じさせていただきます。その後総長に閉会の辞のほうに移っていただくのですが、その前に一言申し上げたいと思います。恐らく今の条約だけで、ここが懸念される、ここが不十分、その一方でこれが実現できたらいいなということがたくさんあるという、そしてまたここに進むべき方向が提示されているというのがこの会場でもみんな確認できたことだと思います。今日私の司会の不手際がありまして、十分皆さんと意見を交わす時間がなくなってしまいましたことをお詫びいたしまして、このシンポジウムを閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉会挨拶

岩谷 力

国立身体障害者リハビリテーションセンター 総長

本日は皆様方このセミナーにご参加いただきまして本当にありがとうございます。シンポジストの皆様方、本当にありがとうございます。心から感謝申し上げます。このセミナーは私どもWHOのコラボレートセンターとしての一環として開催をさせていただきました。ちょうどこの国連の障害者権利条約の採択といういいきっかけがあって、このような機会をつくることができ、皆様方にご参加いただきましたことを本当に嬉しく思っております。この条約が採択されるまでのいろいろな経過につきましては詳しくブントンさんからお教えいただきました。また積み残した問題点などもいくつもお教えいただくことができました。これは不完全であっても1つの時代を画するものであるということだけは、確かと思われま。我々は障害を持っていてもいなくても、みんなと一緒に社会をつくっていこうという大きな目標を与えられたわけでありま。まず国内問題として各分野で力を合わせて当たっていかなければならないと思っております。今日の議論がいろいろな点できっかけになったとすれば、大変幸せなことだと思っております。

私個人としましては、障害の問題が社会的なモデルが非常に強くなっておりま。医者として人間の機能がどうしてこんな大きな差別とか社会的な生理現象に発展するのかについて、ある理不尽さを感じておりま。障害をまず価値中立的と捉えた上で、社会的なモデル、権利モデルにつなげていくことが必要と考えておりま。そのためには、医学の果たす役割は大きいであろうと思っております。医学のパターナリズムを乗り越えるためにも皆様方、障害をお持ちの方々も是非医療と医学に向き合っていただければ幸せだと思っております。

本当に今日はどうもありがとうございます。これで我々の新しい第一歩が開けていくんだと思っております。どうぞ皆様方これからも障害者、また我々の活動にご理解とご協力をいただきたいと思います。それからここまで、私たち国立身体障害者リハビリテーションセンターを育ててきていただきました先輩の皆様方に改めて感謝を申し上げたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。